

第2期西原町
子ども・子育て支援事業計画
〈ゆいまーるにしはらわらびプラン2020〉
(素案)

西原町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の背景・趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の対象	4
4.	計画の期間	4
5.	計画の策定体制	4
第 2 章	子どもと家庭を取り巻く状況	7
1.	少子化の動向	7
2.	世帯・就業の動向	14
3.	母子保健の状況	17
4.	幼児期の教育・保育の状況	20
5.	子ども・子育て支援事業	23
6.	要保護児童への対応	27
7.	障がい児の状況	29
8.	子どもの貧困対策	32
第 3 章	計画の基本的な考え方	35
1.	計画の基本理念	35
2.	基本的視点	36
3.	基本事項（量の見込み及び確保方策）	36
4.	基本目標	37
5.	施策の体系	38
第 4 章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	39
1.	教育・保育提供区域の設定	39
2.	児童人口の推計	40
3.	量の見込み算出の基本的な考え方(手順)	42
4.	教育・保育の量の見込み及び確保方策	44
5.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	46
6.	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	52
第 5 章	子ども・子育て支援施策の推進	53
	基本目標 1 子どもへの健全な成長に資する環境づくり	53
1.	教育・保育及び子育て支援サービスの充実	53
2.	家庭や地域の教育力の向上	59
	基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	63
1.	親と子の健康確保及び増進	63
2.	食育の推進	69

基本目標3 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進	71
1. 要保護児童への対応の充実	71
2. 障がい児及び発達気になる子どもに対する施策の充実	73
3. 子どもの貧困対策の充実	77
4. ひとり親家庭等の自立支援の推進	80
第6章 計画の推進にあたって	83
1. 計画の推進体制	83
2. 計画の進行管理	83
3. 子ども・子育て支援の意義と計画の周知	83
資料編	85
■西原町子ども・子育て会議条例	87
■西原町子ども・子育て会議委員名簿	89

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では急速な少子化の進行とともに、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、国は子育てをめぐる現状・課題を踏まえ、国や地域をあげて社会全体で子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保障」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。そのための具体的な取り組みについて、同法で市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

これにより、本町では平成26年度に「西原町子ども・子育て支援事業計画（ゆいまーるにしはらわらびプラン2015）」（以下、第1期計画という）を策定し、これまで地域、事業者、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

本町の子ども数は減少傾向にありますが、核家族化や女性の社会進出などにより、保育や子育て支援のニーズは年々増大し、保育施設への入所（園）率は高くなる傾向にあるほか、放課後児童クラブの利用ニーズも高まってきています。そのため、保育施設の定員増や放課後児童クラブの整備拡充などに努めてきました。

また、子どもの貧困対策については、本町では、貧困世帯の子どもなどについて、自立した生活が送れるよう食事の提供や生活指導、キャリア形成等を行う拠点を確保し、支援を行ってきました。

そのほか、顕在化する児童虐待への対応、発達が気になる子や障がいのある子への支援、ひとり親家庭への自立に向けた支援を進めてきました。

こうした中、第1期計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、西原町の子ども達の健やかな育ちと家庭における子育てを、社会全体で支援する環境を整えていくために、地域の実情を踏まえて「第2期西原町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援行動計画としての性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画策定指針において定める、計画の内容に関する事項の一部を包含しています。従って、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせています。

■次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援事業計画との関係について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から施行されました。この法律は平成 26 年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

また、同法の成立時には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を市町村に義務付けていましたが、法改正により市町村行動計画の策定は任意となりました。

なお、「行動計画策定指針」では、策定が任意化された市町村行動計画について、各地域の実情に応じ、「行動計画策定指針」で示す内容のうち、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えないとしています。

また、指針では市町村行動計画について、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えないとしています。

(3) 子どもの貧困対策としての性格

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第九条に基づく、市町村における子どもの貧困対策についての計画を内包しており、子どもの貧困対策としての性格を持ち合わせています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

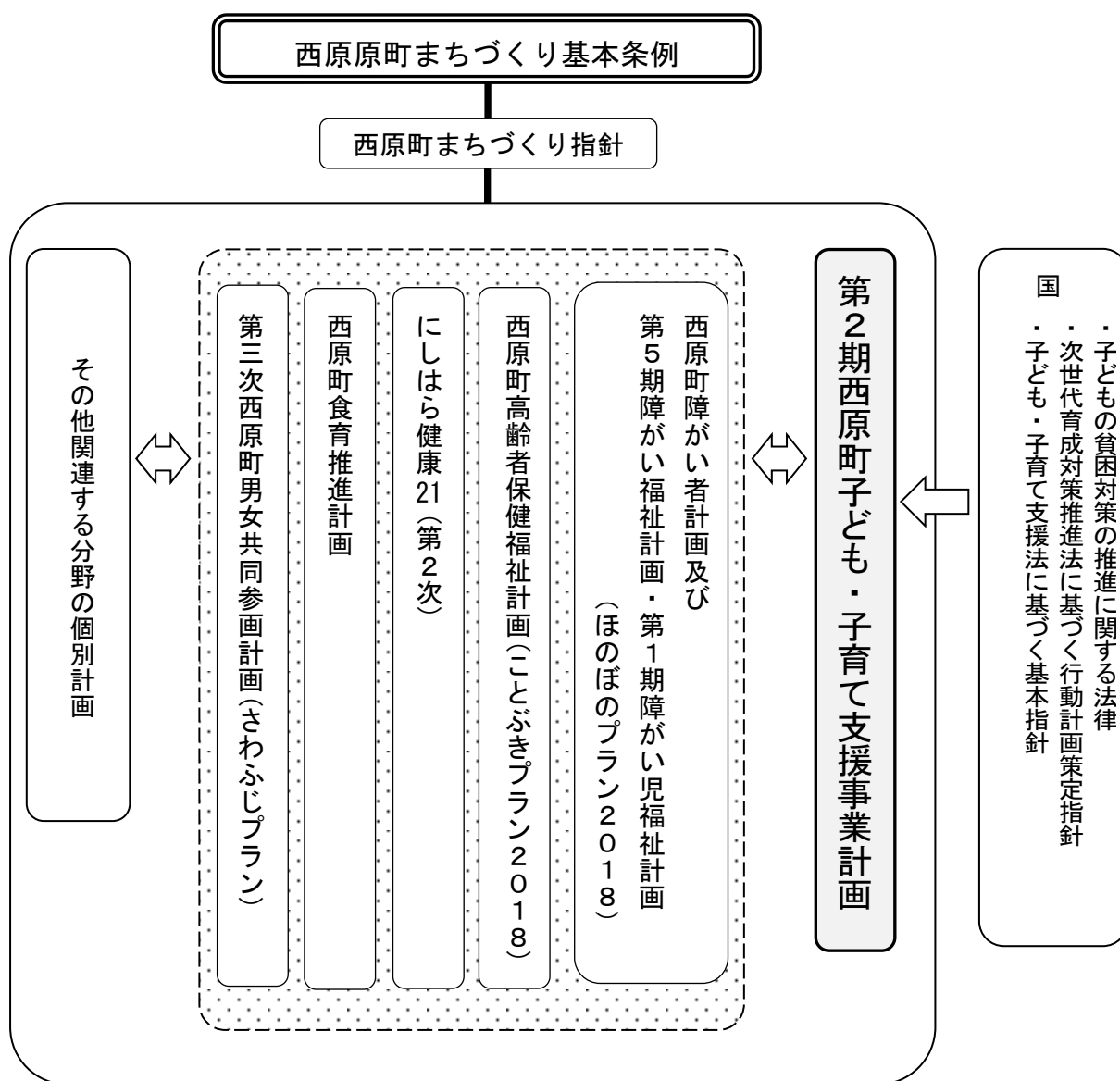
(都道府県計画等)

第九条 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(4) 関連する計画との整合

- 本計画は、「西原町まちづくり基本条例」に則する分野別の個別計画として位置づけます。
- 本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針、「次世代育成対策推進法」に基づく行動計画策定指針、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえた計画とします。
- 本計画は、「西原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（ほのぼのプラン 2018）」、「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン 2018）」、「西原町食育推進計画」、「にしはら健康 21（第2次）」、「第三次西原町男女共同参画計画（さわふじプラン）」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。

■計画の位置づけ



3. 計画の対象

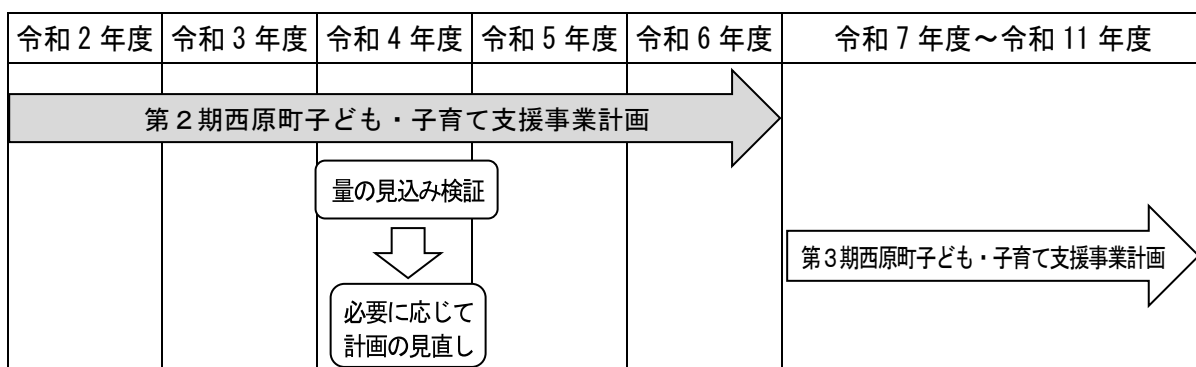
本計画は、おおむね 18 歳までのすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

4. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とします。

なお、計画期間の中間年となる令和 4 年度を目安として、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

< 計画期間 >



5. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、本町の子どもたちの教育・保育に関わる現状や地域の子育支援のニーズ等を把握するなど、計画策定の基礎資料を得るために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

調査は、町内在住の就学前児童のいる全ての世帯及び小学生児童のいる全ての世帯を対象に行いました。

調査票(アンケート)の配布・回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,705 件	664 件	38.9%
小学生児童	1,200 件	819 件	68.3%

(2) 計画案の作成

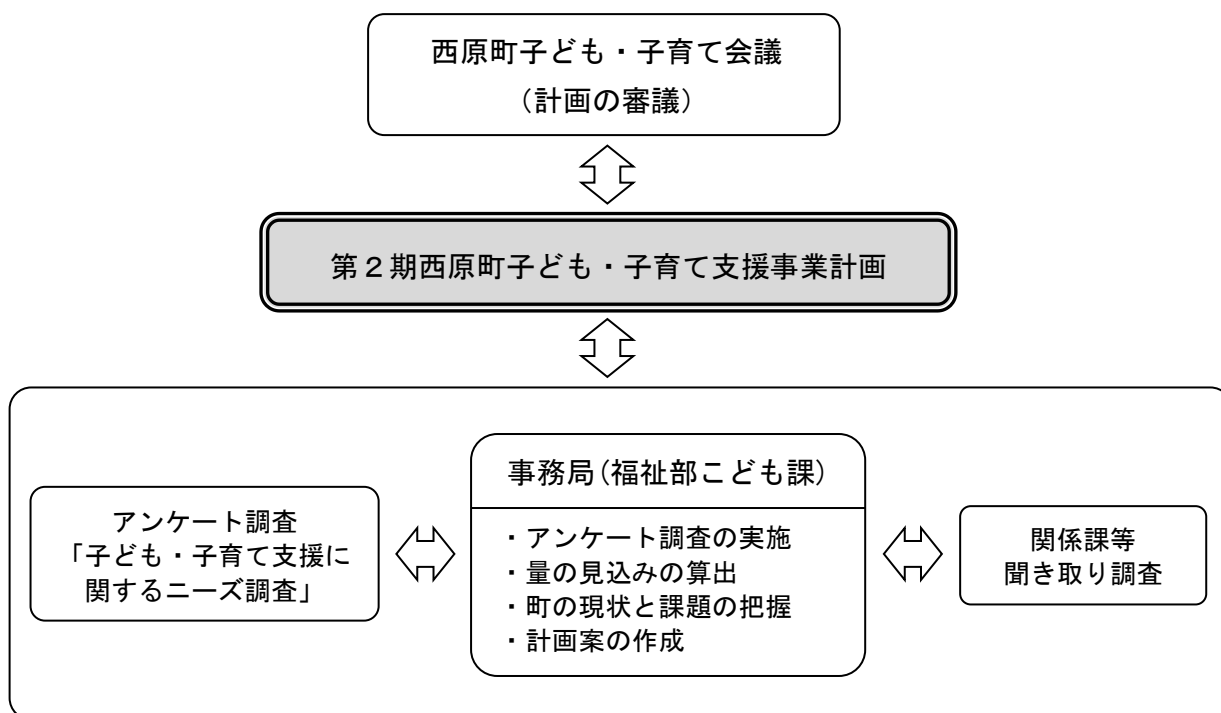
計画案は事務局(こども課)において、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保方策等を定めました。

また、その他の子ども・子育て支援施策については、関連する基礎資料の収集並びに関係課等への聞き取り調査を行い、子ども・子育てに関わる地域の現状や施策の実施状況及び課題等について把握し、その上で計画案を作成しました。

(3) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育、保健などの各分野の関係者及び保護者代表で構成する「西原町子ども・子育て会議」を開催し、計画の審議を行い、委員の意見・提言を踏まえて計画を策定しました。

■計画の策定体制



第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 少子化の動向

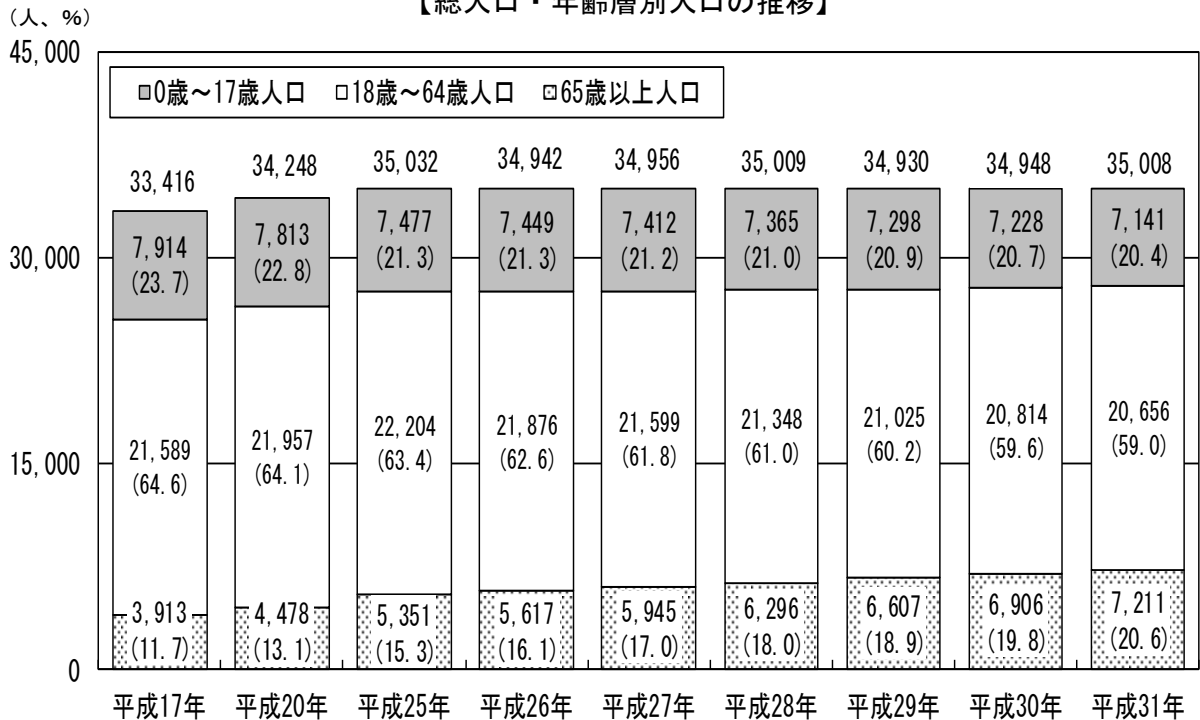
(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成25年まで増加傾向にあり、その後は増減しながら推移していますが、増減幅が小さく、35,000人程度とおおむね横ばいで推移しています。

年齢を0～17歳(児童人口)、18～64歳(主として就業人口)、65歳以上(高齢者人口)の3区分の年齢層に分けてみると、65歳以上人口は年々増え続けており、平成17年の3,913人に対し、平成31年では7,211人と倍近く増えています。

一方、0～17歳人口は少なくとも平成25年以降年々減少する傾向にあり、平成25年の7,477人に対し平成31年では7,141人と、この6年間で336人の減となります。また、平成30年まで65歳以上人口を上回っていましたが、平成31年では65歳以上人口を下回りました。

【総人口・年齢層別人口の推移】



単位：人、%

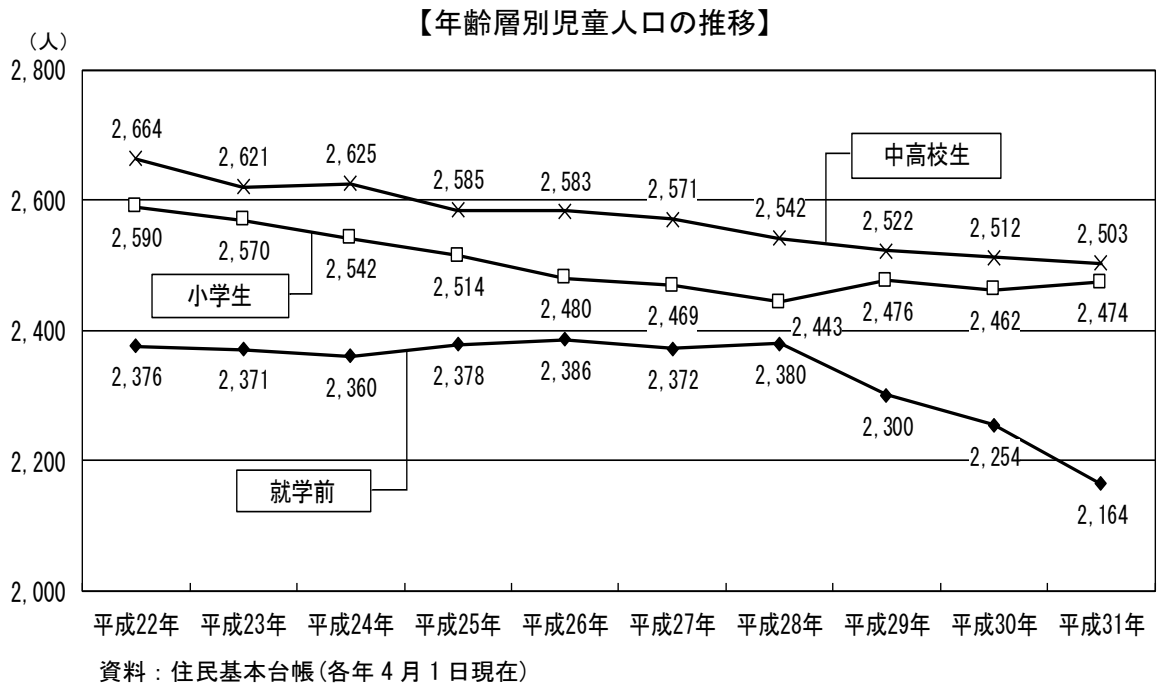
	平成17年	平成20年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	33,416	34,248	35,032	34,942	34,956	35,009	34,930	34,948	35,008
0歳～17歳	7,914	7,813	7,477	7,449	7,412	7,365	7,298	7,228	7,141
18～64歳	21,589	21,957	22,204	21,876	21,599	21,348	21,025	20,814	20,656
65歳以上	3,913	4,478	5,351	5,617	5,945	6,296	6,607	6,906	7,211

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 年齢層別児童人口の推移

児童人口の推移を就学前(0歳～5歳)、小学生(6歳～11歳)、中高校生(12歳～17歳)の3区分の年齢層で見ると、就学前の人口は平成28年までほぼ横ばいで推移していましたが、平成29年以降減少傾向にあり、平成28年の2,380人から平成31年には2,164人と、216人の減となります。

一方、小学生の人口は平成28年まで減少傾向にありましたが、その後は微増傾向にあります。中高校生の人口は徐々に減少する傾向にあり、平成22年の2,664人から平成31年には2,503人と、161人の減となります。



(3) 行政区別児童人口

行政区別に0～17歳の児童人口(平成31年4月1日現在)をみると、上原区が936人と最も多く、続いて翁長区が835人、棚原区が571人、兼久区が558人となります。以上の4区を合わせると本町の全児童人口の4割を占めます。

一方、千原区が26人と最も少なく、続いて幸地ハイツ区が29人、徳佐田区が36人となります。

【行政区別児童人口(平成31年4月1日現在)】

単位：人、%

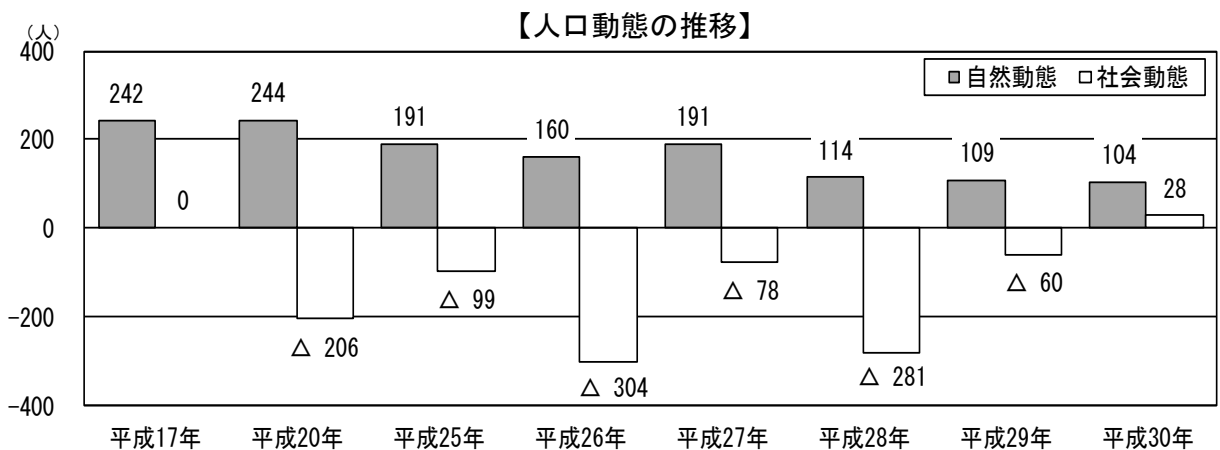
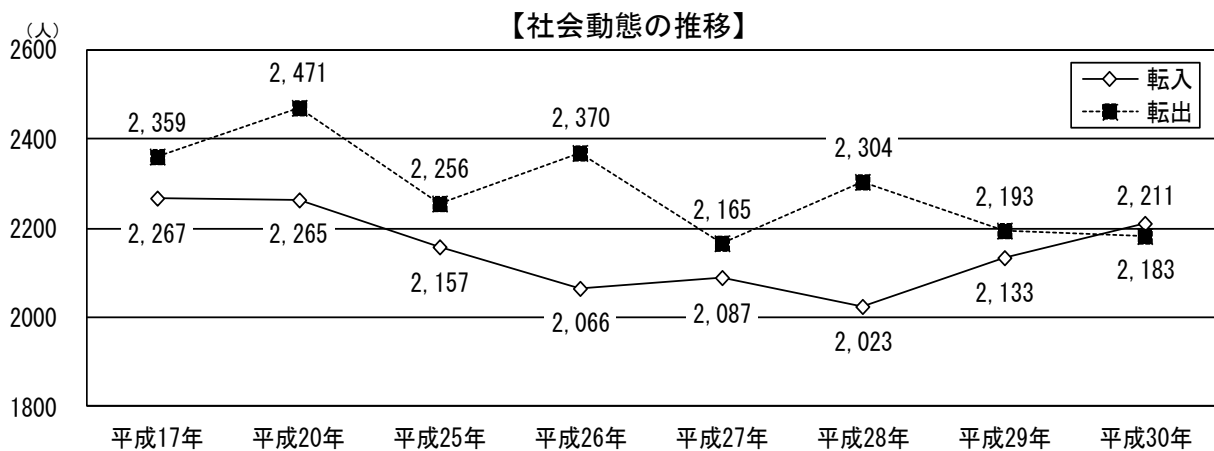
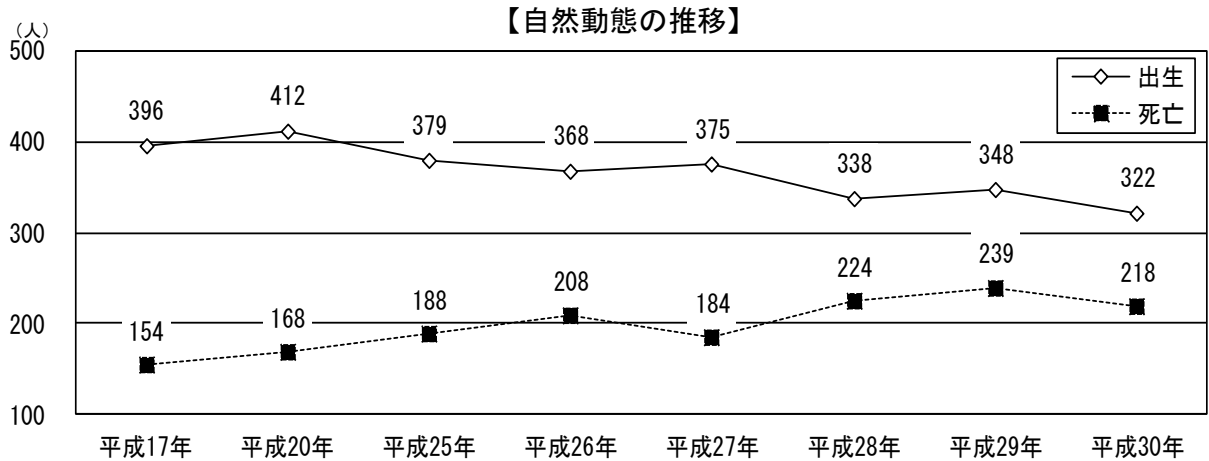
行政区	0～5歳		6～11歳		12～17歳		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
幸地	95	4.4	108	4.4	102	4.1	305	4.3
幸地ハイツ	10	0.5	8	0.3	11	0.4	29	0.4
棚原	175	8.1	185	7.5	211	8.4	571	8.0
徳佐田	9	0.4	17	0.7	10	0.4	36	0.5
森川	23	1.1	12	0.5	19	0.8	54	0.8
千原	18	0.8	5	0.2	3	0.1	26	0.4
上原	352	16.3	290	11.7	294	11.7	936	13.1
翁長	236	10.9	302	12.2	297	11.9	835	11.7
坂田	34	1.6	56	2.3	44	1.8	134	1.9
呉屋	42	1.9	54	2.2	50	2.0	146	2.0
津花波	26	1.2	29	1.2	36	1.4	91	1.3
西原台団地	13	0.6	29	1.2	23	0.9	65	0.9
小橋川	76	3.5	97	3.9	73	2.9	246	3.4
内間	19	0.9	41	1.7	31	1.2	91	1.3
県営内間団地	60	2.8	73	3.0	73	2.9	206	2.9
掛保久	20	0.9	21	0.8	23	0.9	64	0.9
嘉手苅	32	1.5	30	1.2	28	1.1	90	1.3
小那覇	129	6.0	151	6.1	156	6.2	436	6.1
平園	121	5.6	89	3.6	130	5.2	340	4.8
兼久	168	7.8	195	7.9	195	7.8	558	7.8
与那城	95	4.4	139	5.6	89	3.6	323	4.5
美咲	53	2.4	60	2.4	65	2.6	178	2.5
我謝	151	7.0	179	7.2	157	6.3	487	6.8
西原ハイツ	22	1.0	21	0.8	33	1.3	76	1.1
安室	14	0.6	35	1.4	22	0.9	71	1.0
桃原	17	0.8	20	0.8	19	0.8	56	0.8
池田	18	0.8	22	0.9	38	1.5	78	1.1
小波津	44	2.0	62	2.5	80	3.2	186	2.6
小波津団地	38	1.8	52	2.1	54	2.2	144	2.0
県営西原団地	19	0.9	41	1.7	58	2.3	118	1.7
県営幸地高層住宅	16	0.7	19	0.8	32	1.3	67	0.9
県営坂田高層住宅	19	0.9	32	1.3	47	1.9	98	1.4
総数	2,164		2,474		2,503		7,141	

資料：住民基本台帳

構成比：総数に対する割合

(4) 人口動態

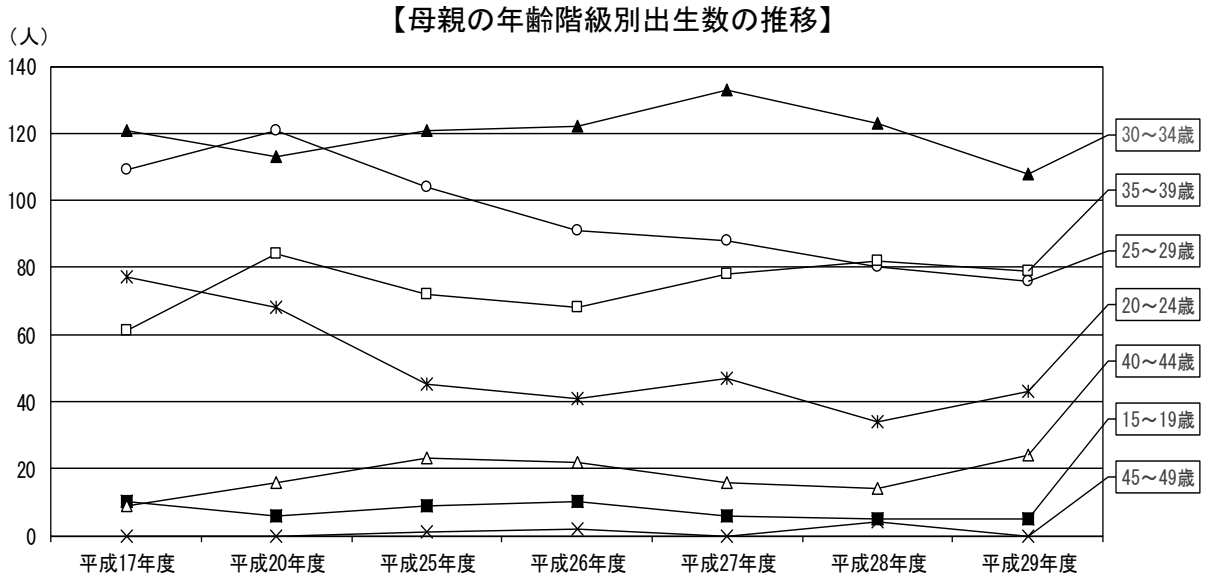
本町の人口動態をみると、自然動態では、毎年出生が死亡を上回って推移していますが、出生は減少傾向、死亡は増加する傾向にあります。また、社会動態では、平成29年まで転出が転入を上回って推移していましたが、減少傾向にあった転入が、平成29年と平成30年で増加し、平成30年には転出を上回りました。平成25年から平成30年までの自然動態による増数は869人で、社会動態による減数は822人と大差ないことから、本町の総人口は、平成25年以降おおむね横ばいとなっています。



資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」(各年1月～12月まで)

(5) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数をみると、平成 25 年度以降「30～34 歳」の出生数が最も多くなります。次に、平成 27 年までは「25～29 歳」が多く、平成 29 年以降は「35～39 歳」が多くなります。この 3 つの階級の出生数を合わせると、毎年度出生数全体の 7 割～8 割程度を占めます。



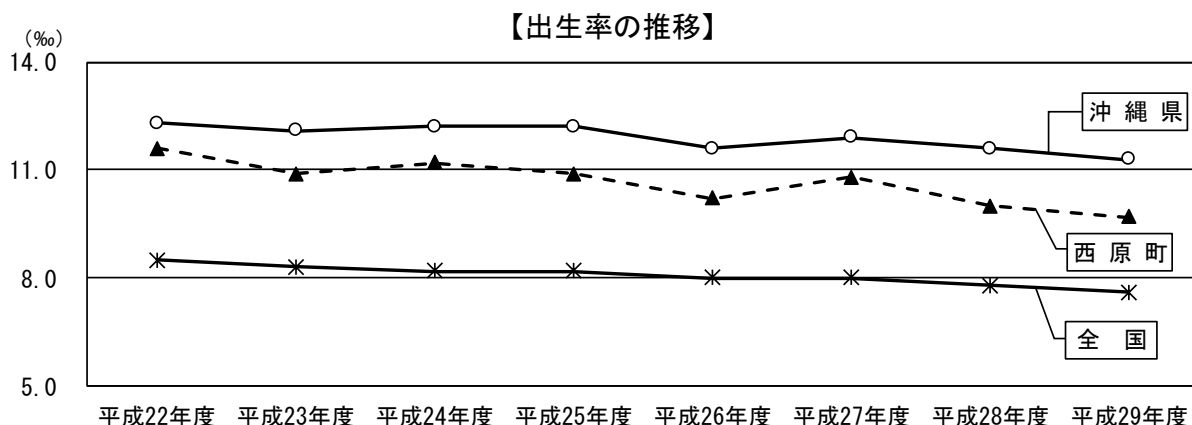
単位：人

年齢階級	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
15～19 歳	10	6	9	10	6	5	5
20～24 歳	77	68	45	41	47	34	43
25～29 歳	109	121	104	91	88	80	76
30～34 歳	121	113	121	122	133	123	108
35～39 歳	61	84	72	68	78	82	79
40～44 歳	9	16	23	22	16	14	24
45～49 歳	0	0	1	2	0	4	0
計	387	408	375	356	368	342	335

資料：沖縄県衛生統計年報

(6) 出生率の推移

本町の出生率(平成22年度以降)は減少傾向にありますが、毎年度全国を上回っています。



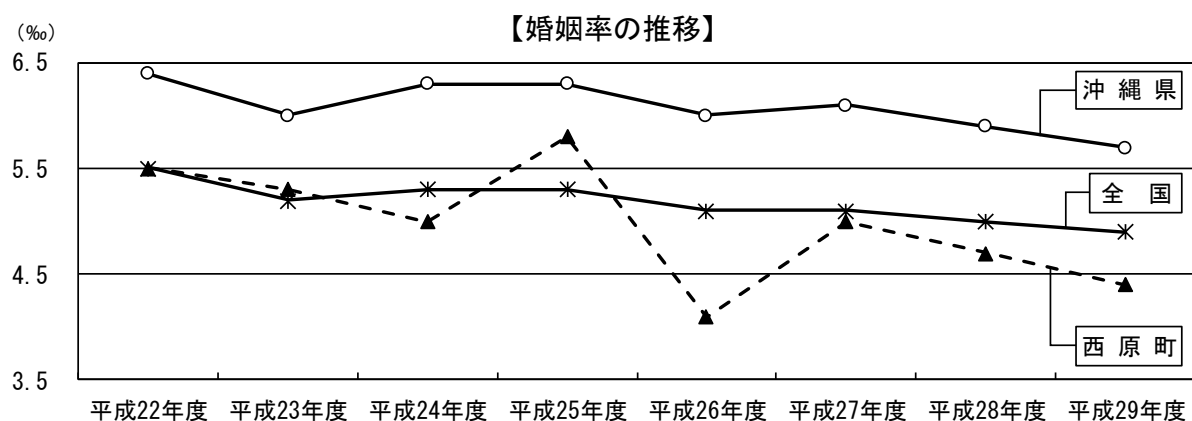
単位: ‰

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西原町	11.6	10.9	11.2	10.9	10.2	10.8	10.0	9.7
沖縄県	12.3	12.1	12.2	12.2	11.6	11.9	11.6	11.3
全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料: 沖縄県衛生統計年報 出生率 = (年間出生数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

(7) 婚姻率の推移

本町の婚姻率は、毎年度沖縄県より低く、また、平成23年度と平成25年度以外の年度では全国より低くなります。婚姻件数は平成25年度までの間は170件~200件程度で推移していましたが、平成26年度以降では140件~160件程度で推移しています。



単位: 件、‰

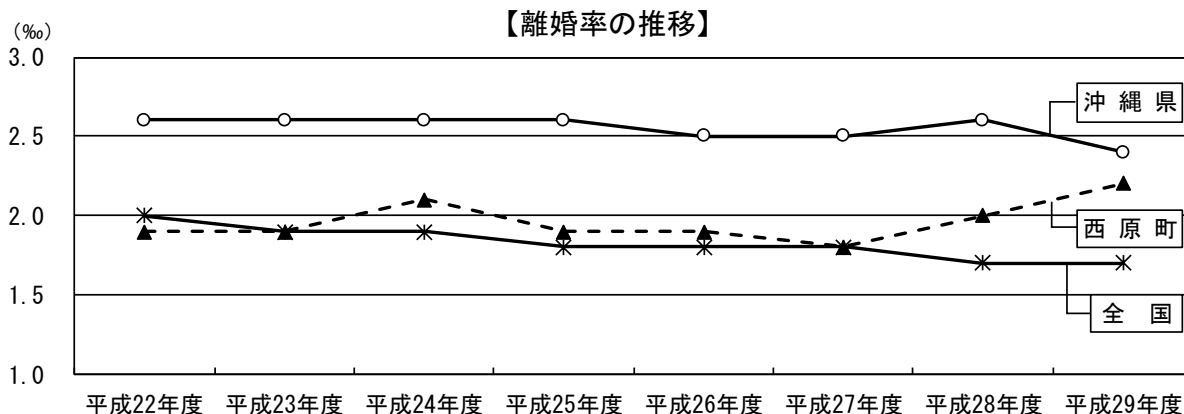
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
西原町	5.5	5.3	5.0	5.8	4.1	5.0	4.7	4.4
婚姻件数	188	183	174	202	143	169	160	150
沖縄県	6.4	6.0	6.3	6.3	6.0	6.1	5.9	5.7
全国	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9

資料: 沖縄県衛生統計年報 婚姻率 = (年間婚姻届出件数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

(8) 離婚率の推移

本町の離婚率は、毎年度沖縄県より低く、また、全国より高い年度が多い状況です。平成 22 年度以降では平成 29 年度の離婚率が 2.2‰と最も高くなります。

離婚件数は、62 件～77 件の間で推移しています。



単位：件、‰

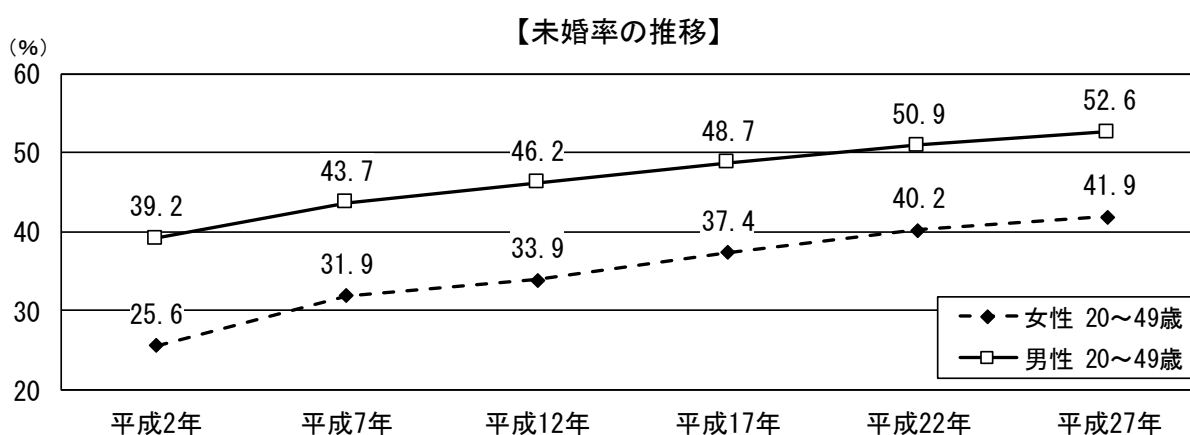
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
西原町	1.9	1.9	2.1	1.9	1.9	1.8	2.0	2.2
離婚件数	66	66	71	67	66	62	69	77
沖縄県	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.4
全国	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7

資料：沖縄県衛生統計年報 離婚率＝(年間離婚届出件数／各年 10 月 1 日現在人口)×1000

(9) 未婚率の推移

国勢調査(平成 2 年以降)から 20～49 歳の男女の未婚率をみると、男女とも高くなる傾向にあります。毎年女性に比べて男性の未婚率が高い状況です。

平成 27 年の未婚率を沖縄県と比べると、男女とも沖縄県より高くなります。



単位：%

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
女性 (20～49 歳)	25.6	31.9	33.9	37.4	40.2	41.9	36.5
男性 (20～49 歳)	39.2	43.7	46.2	48.7	50.9	52.6	45.6

資料：総務庁「国勢調査」

2. 世帯・就業の動向

(1) 世帯構成の推移

国勢調査(平成7年以降)から世帯構成の推移をみると、「一般総世帯」は増加傾向にあります。一方、「一世帯当たり人員」は減少傾向にあり、平成7年の3.30人から平成27年では2.64人となります。

「核家族世帯」は平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年では254世帯減少し7,705世帯となります。また、「夫婦と子ども世帯(18歳未満の親族がいる世帯)」は、平成12年の3,358世帯をピークにその後減少が続き、平成27年では2,564世帯となります。

「父子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」は、平成17年が82世帯と多く、平成22年と平成27年では60世帯台に減少しています。

「母子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」は、平成22年まで増加傾向にあり、平成22年では464世帯となりますが、平成27年では408世帯と減少しました。

平成27年の世帯構成比率を沖縄県と比べると、「核家族世帯」と「夫婦と子ども世帯(18歳未満の親族がいる世帯)」は本町が高くなります。また、「父子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」は沖縄県と同率で、「母子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」は本町が低くなります。

【世帯構成の推移】

単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		
		比率		比率		比率		比率		比率	沖縄県
一般総世帯	8,305		10,112		11,256		12,092		12,614		
一世帯当たり人員	3.30		3.09		2.90		2.79		2.64		2.50
核家族世帯	5,705	68.7	6,883	68.1	7,461	66.3	7,959	65.8	7,705	61.1	58.6
夫婦と子ども	4,109	49.5	4,747	46.9	4,800	42.6	4,905	40.6	4,434	35.2	30.5
18歳未満の親族がいる世帯	3,008	36.2	3,358	33.2	3,162	28.1	3,029	25.0	2,564	20.3	19.5
6歳未満の親族がいる世帯	1,432	17.2	1,614	16.0	1,446	12.8	1,422	11.8	1,237	9.8	10.1
父子家庭	119	1.4	171	1.7	222	2.0	226	1.9	263	2.1	1.9
18歳未満の親族がいる世帯	34	0.4	59	0.6	82	0.7	66	0.5	63	0.5	0.5
6歳未満の親族がいる世帯	5	0.1	10	0.1	7	0.1	8	0.1	5	0.0	0.1
母子家庭	660	7.9	847	8.4	1,066	9.5	1,190	9.8	1,106	8.8	10.8
18歳未満の親族がいる世帯	306	3.7	371	3.7	432	3.8	464	3.8	408	3.2	3.9
6歳未満の親族がいる世帯	75	0.9	85	0.8	98	0.9	105	0.9	88	0.7	1.0
その他親族世帯	907	10.9	964	9.5	962	8.5	902	7.5	798	6.3	7.5
単独世帯	1,673	20.1	2,203	21.8	2,781	24.7	3,105	25.7	3,652	29.0	32.4

資料：総務省「国勢調査」

比率：一般総世帯数に対する各世帯数の割合

(2) 就業状況

国勢調査(平成12年以降)から本町の就業状況をみると、男性の就業者数は増減をくり返しながらも、8,000人程度で推移しています。一方、女性の就業者数は増加する傾向にあり、全就業者数に占める女性の割合は4割を超え、平成27年では44.7%とこれまでで最も高くなります。

産業別にみると、男女とも第三次産業の就業者が最も多く、第一次産業は男女とも減少傾向にあります。

平成27年の業種別男女別の就業者数をみると、女性が男性を上回っているのは「医療、福祉」で最も差が大きく、次に「宿泊業、飲食サービス業」となります。

【男女別産業別就業者数の推移】

単位：人、%

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	男性	女性	女性 構成比	男性	女性	女性 構成比	男性	女性	女性 構成比	男性	女性	女性 構成比
総数	8,123	5,594	40.8	7,958	5,969	42.9	8,258	6,413	43.7	8,051	6,505	44.7
第一次産業	336	62	1.1	280	68	1.1	224	57	0.9	210	54	0.8
第二次産業	2,258	623	11.1	2,036	581	9.7	1,782	528	8.2	1,830	567	8.7
第三次産業	5,506	4,894	87.5	5,502	5,250	88.0	5,443	5,242	81.7	5,577	5,564	85.5
分類不能	23	15	0.3	140	70	1.2	809	586	9.1	434	320	4.9
男女計	13,717			13,927			14,671			14,556		

【業種別男女別就業者数(平成27年)】

単位：人

	男性	女性	女性-男性
総数	8,051	6,505	▲1,546
第一次産業	210	54	▲156
農業、林業	201	53	▲148
漁業	9	1	▲8
第二次産業	1,830	567	▲1,263
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	▲1
建設業	1,242	189	▲1,053
製造業	586	377	▲209
第三次産業	5,577	5,564	▲13
電気・ガス・熱供給・水道業	67	16	▲51
情報通信業	234	107	▲127
運輸業、郵便業	562	91	▲471
卸売業、小売業	1,151	1,129	▲22
金融業、保険業	95	147	52
不動産業、物品賃貸業	180	99	▲81
学術研究、専門・技術サービス業	276	156	▲120
宿泊業、飲食サービス業	383	491	108
生活関連サービス業、娯楽業	197	263	66
教育、学習支援業	458	536	78
医療、福祉	746	1,813	1,067
複合サービス事業	85	38	▲47
サービス業	716	444	▲272
公務	427	234	▲193
分類不能の産業	434	320	▲114

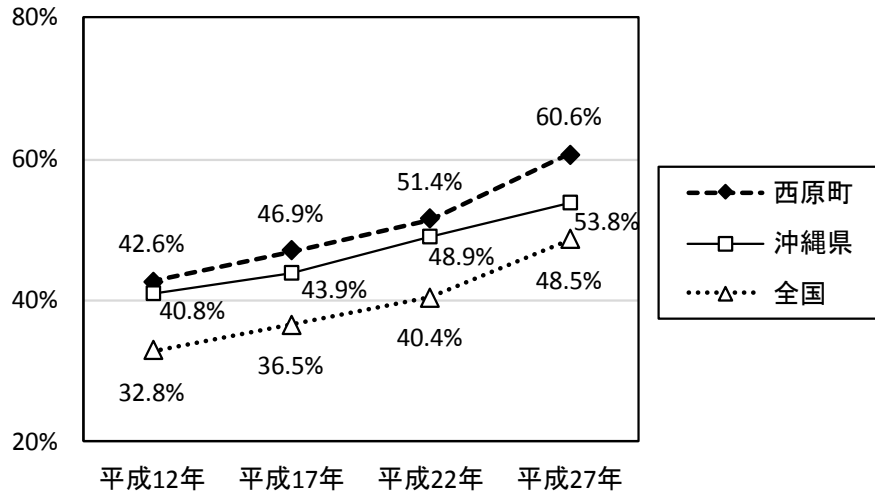
資料：総務庁「国勢調査」

(3) 子育て世帯の共働き率

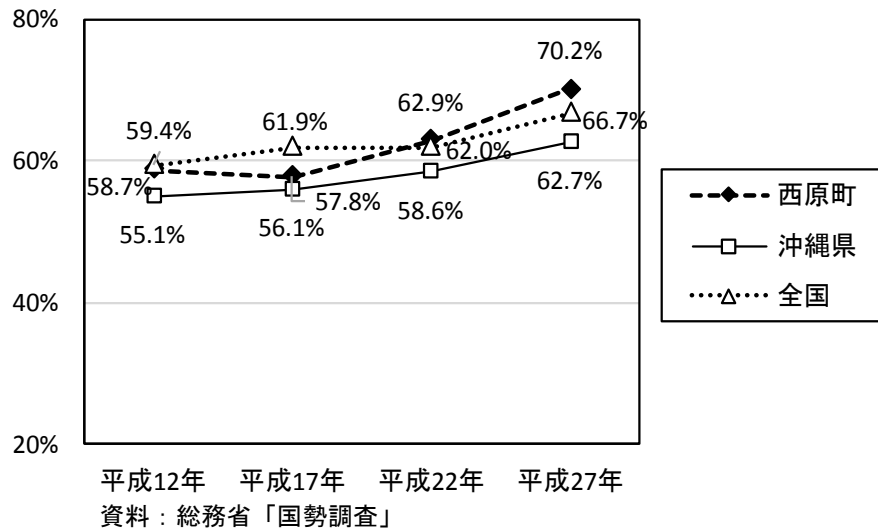
国勢調査(平成12年以降)から子育て世帯の共働き率をみると、「0～5歳の子がいる世帯」の共働き率は、各年で本町が全国・沖縄県より高くなります。

次に、「6～12歳の子がいる世帯」の共働き率は、平成12年と平成17年の本町の共働き率は沖縄県より高いものの全国より低くなっていましたが、その後本町の共働き率は大きく上昇し、平成22年と平成27年では全国・沖縄県より高くなります。

【0～5歳の子がいる世帯の共働き率】



【6～12歳の子がいる世帯の共働き率】



3. 母子保健の状況

(1) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は14回の公費負担があり、延べ健診回数は平成26年度以降では平成27年度が4,466回と最も多く、平成28年度が3,452回と最も少なくなります。

【妊婦健康診査実績】

単位：回

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ健診回数	4,074	4,466	3,452	3,618	3,790

資料：健康支援課

(2) 低出生体重児

低出生体重児（2,500グラム未満で生まれた新生児）は、将来生活習慣病等の疾病を発症するリスクが高くなりますが、沖縄県の低出生体重児の出生率は、全国1位から2位で推移しており、本町でも毎年度40人程度の出生があります。

【低出生体重児の推移】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
出生数	45	39	36	43

資料：健康支援課

(3) ベビースクール

4か月児から6か月児の保護者を対象に、ベビースクールを実施し、離乳食実習やベビーマッサージ、事故予防に関する講話等を行っています。延べ参加者数は減少傾向にあります。

【ベビースクール実績】

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	19	18	18	18	18
延べ参加者数	248	204	194	200	177

資料：健康支援課

(4) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査における受診率は、乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査のいずれも、毎年度90%程度とおおむね横ばいで推移しています。

健康診査における要フォロー児は、乳児一般健康診査では平成28年度に大きく増えましたが、その後減少する傾向にあります。また、1歳6か月児健康診査では平成28年度と平成29年度が多く、3歳児健康診査では平成29年度が最も多くなっていますが、各健診とも年度によって要フォロー児の人数が大きく変動することがあります。

【乳幼児一般健康診査の状況】

単位：％

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児一般健康診査	受診対象児数	672	740	746	645	647
	受診児数	638	693	703	589	583
	受診率	94.9	93.6	94.2	91.3	90.1
	要フォロー児数	80	71	185	165	142
	要フォロー率	12.5	10.2	26.3	28.0	24.4
1歳6か月児健康診査	受診対象児数	394	384	368	396	320
	受診児数	361	357	340	363	295
	受診率	91.6	93.0	92.4	91.7	92.2
	要フォロー児数	109	103	157	136	81
	要フォロー率	30.2	28.9	46.2	37.5	27.5
3歳児健康診査	受診対象児数	382	415	393	379	389
	受診児数	346	381	353	347	360
	受診率	90.3	91.8	89.8	91.6	92.5
	要フォロー児数	102	94	51	126	86
	要フォロー率	29.5	24.7	14.4	36.3	23.9

資料：健康支援課

(5) 歯科検診

歯科検診は、1歳6か月児健康診査と3歳時健康診査で実施しているほか、別枠で2歳児歯科検診を実施しています。

むし歯罹患率は、1歳6か月児で1%～3%程度、2歳児で7%～10%程度、3歳児で20%～30%程度と、年齢が高いほど高くなります。

【歯科検診の状況】

単位：人、%

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1歳6ヵ月児	受診対象児数	394	384	368	396	320
	受診者数	361	357	340	363	295
	受診率	91.6	93.0	92.4	91.7	92.2
	罹患児数	12	5	9	9	6
	罹患率	3.3	1.4	2.6	2.5	2.0
2歳児歯科	受診対象児数	424	389	391	427	358
	受診者数	288	266	299	295	287
	受診率	67.9	68.4	76.5	69.1	80.2
	罹患児数	22	21	30	29	20
	罹患率	7.2	7.9	10.0	9.8	7.0
3歳児	受診対象児数	382	415	393	379	389
	受診者数	345	380	350	345	356
	受診率	90.3	91.6	89.1	91.0	91.5
	罹患児数	92	118	83	80	72
	罹患率	26.7	31.1	23.7	23.7	20.2

資料：健康支援課

(6) 乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての世帯を対象に、母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供等を行っています。

訪問件数は毎年度300件台で推移していますが、出生数の減少により、訪問件数も減少する傾向にあります。

【乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）実績】

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数(実数)	364	373	335	348	309

資料：健康支援課

4. 幼児期の教育・保育の状況

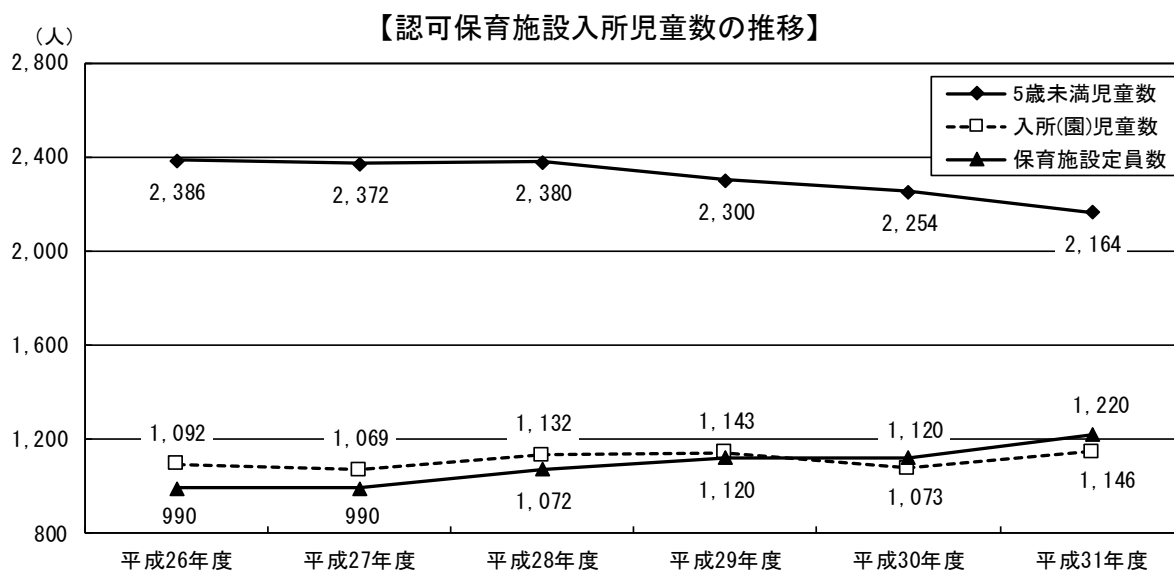
(1) 保育施設

①町内認可保育施設入所児童数

町内の認可保育施設は、公立保育所が1か所、私立保育園が11か所、小規模保育施設が2か所、事業所内保育施設が1か所の計15か所あります。

町内認可保育施設への入所(園)を希望する児童は年々増えてきており、それに伴い保育施設定員数の増を図ってきましたが、平成29年度まで定員を超えて受け入れていました。その後、平成30年度と平成31年度では保育士不足による定員割れがおきています。

平成31年度の5歳未満児童の入所率は53.0%と、平成26年度以降では最も高くなります。



単位：人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
5歳未満児童数	2,386	2,372	2,380	2,300	2,254	2,164
保育施設定員数	990	990	1,072	1,120	1,120	1,220
入所(園)児童数	1,092	1,069	1,132	1,143	1,073	1,146
入所(園)率	45.8	45.1	47.6	49.7	47.6	53.0

資料：こども課(各年度4月1日現在)

【認可保育施設年齢別入所児童数】

単位：人、%

保育施設	定員	計	入所児数					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立保育所(1か所)	100	76	5	14	17	22	17	1
私立保育園(11か所)	1,050	1,029	84	178	197	226	217	127
小規模保育施設(2か所)	37	28	5	12	11			
事業所内保育施設(1か所)	33	13	2	2	3	6		
広域利用(認定こども園含む)		19	0	3	4	4	6	2
計	1,220	1,165	96	209	232	258	240	130

資料：こども課(平成31年度4月1日現在)

【町内認可保育施設別入所児童数】

単位：人

		定員	入所児童数						
			計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
町立	坂田保育所	100	76	5	14	17	22	17	1
認可	西原白百合保育園	120	121	12	24	23	25	25	12
	愛和保育園	150	156	15	31	33	33	27	17
	さざなみ保育園(分園含む)	150	180	12	36	36	36	34	26
	小川保育園	70	66	6	12	13	15	20	0
	さくらんぼ保育園	120	118	7	18	23	25	25	20
	さわふじ保育園	100	112	12	18	24	24	25	9
	さうんど保育園(分園含む)	120	83	5	12	12	20	16	18
	西原保育園	120	111	9	18	24	26	22	12
	こぼとゆがふ保育園	100	82	6	9	9	22	23	13
	うえはら保育園(小規模)	19	12	0	6	6			
	こぼと保育園(小規模)	18	16	5	6	5			
	キティーハウス(事業所内)	33	13	2	2	3	6		
	計	1,220	1,146	96	206	228	254	234	128

資料：こども課(平成31年4月1日現在)

②待機児童数

待機児童は毎年度出ており、平成26年度以降では、平成30年度の106人が最も多く、平成29年度の33人が最も少なくなります。

【認可保育所待機児童数】

単位：人

	待機児童数					
	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
平成26年度	39	4	15	5	12	3
平成27年度	74	6	29	32	6	1
平成28年度	35	5	7	4	17	2
平成29年度	33	5	11	8	6	3
平成30年度	106	21	27	27	26	5
平成31年度	68	4	21	14	28	1

資料：こども課(各年度4月1日現在)

③町内認可外保育施設入所児童数

町内の認可外保育施設は、平成30年度の10施設から平成31年度では8施設となっています。本町児童の入所数は、平成26年度から平成30年度の間は増減を繰り返しながらも300人台で推移していましたが、平成31年度では施設数の減により、入所児童数は237人と大きく減少しました。

【町内認可外保育施設入所児童数】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	10	10	9	10	10	8
町内児童入所数	338	374	310	308	348	237

資料：こども課(各年度4月1日現在)

(2) 幼稚園在籍児童数

町内の幼稚園は、公立幼稚園が4か所、私立幼稚園(認定こども園、平成31年度開園)が1か所の計5園となります。私立幼稚園は3歳児から受け入れていますが、公立幼稚園は4歳児からの受け入れとなります。在籍児童数は、平成26年度以降では平成28年度が382人と最も多く、平成31年度では342人となります。また、町外幼稚園(認定こども園含む)を利用する児童が平成27年度以降6~14人の間で推移しています。

【幼稚園在籍児童数の推移】

単位：人

施設名		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
町立	坂田幼稚園	130	135	126	119	121	118
	西原幼稚園	87	81	101	94	90	94
	西原東幼稚園	75	88	78	81	84	56
	西原南幼稚園	45	50	75	63	69	60
私立	善隣幼稚園 (認定こども園)	—	—	—	—	—	14
小計		337	354	380	357	364	342
町外幼稚園(認定こども園含む)		—	6	6	9	14	13
計		337	360	386	366	378	355

資料：こども課(各年度5月1日現在)

【町内幼稚園年齢別在籍児童数(平成31年度)】

単位：人

施設名		計	入園者数		
			3歳	4歳	5歳
町立	坂田幼稚園	118		30	88
	西原幼稚園	94		28	66
	西原東幼稚園	56		19	37
	西原南幼稚園	60		21	39
私立	善隣幼稚園 (認定こども園)	5	2	1	2
計		333	2	99	232

資料：こども課(5月1日現在)

5. 子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）

町内全ての認可保育所(園)で時間外保育(月～土)を実施しており、利用実人数は 500 人～600 人程度で推移しています。

認可保育所(園)の在籍児童数に占める、時間外保育を利用する児童の割合は、毎年度 50%台で推移しており、半数以上が利用しています。

【時間外保育利用実績】

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実人数	624	548	574	606	540
利用延人数	14,842	10,984	12,959	13,768	11,817
保育施設数	9	9	11	12	12
在籍児童数	1,092	1,069	1,132	1,143	1,073
在籍児童数に占める割合	57.1	51.3	51.0	53.0	50.3

資料：こども課(在籍児童数は各年度 4 月 1 日現在)

(2) 一時預り

①幼稚園（午後の預り保育）

幼稚園(在園児)の一時預かりは、全ての公立幼稚園で実施しており、利用児童数は 200 人台で推移していますが、徐々に増える傾向にあります。また、幼稚園在籍児童数に占める一時預りを利用する児童の割合も、年々高くなり、平成 27 年度の 56.5%から、平成 30 年度では 72.5%となります。

【幼稚園の一時預り利用実績(実人数)】

単位：人、%

施設名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
坂田幼稚園	85	80	76	91
西原幼稚園	44	66	62	58
西原東幼稚園	51	43	48	64
西原南幼稚園	20	47	46	51
計	200	236	232	264
幼稚園在籍児童数	354	382	357	364
利用率	56.5	61.8	65.0	72.5

資料：こども課(幼稚園在籍児童数は各年度 4 月 1 日現在)

②幼稚園以外

認可保育所 3 園にて、平成 27 年度まで一時預かりを行っていましたが、その後は保育士の確保が困難なため休止中となっています。

【幼稚園以外の一時的預り利用実績】

単位：人、か所

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用延べ人数	1,132	735	—	—	—
実施施設数	3	3	—	—	—

資料：こども課

(3) 病児保育事業

病児保育は、町内の小児科医院に委託し対応しています。利用児童数は平成 27 年度以降 172 人～201 人で推移しています。

本事業は、与那原町・中城村との広域運営で行っていますが、平成 30 年度の実績(延べ人数)では、本町の利用が 598 人と最も多くなります。

【病児保育事業利用実績】

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実人数	150	182	175	201	172
平成 30 年度 町村別利用延べ人数	西原町：598 人		与那原町：180 人		中城村：192 人

資料：こども課

(4) ファミリー・サポート・センター事業

「与那原・西原・中城ファミリー・サポート・センター」に委託し実施しています。会員数をみると、「おねがい会員」は年々増えてきていますが、「サポート会員」はほとんど増えていない状況です。

利用の内訳としては「保育施設等への送迎」が延べ 1,334 回と最も多く、次に「保育施設等の登園前後の預かり」が延べ 487 回、「夜間・宿泊を伴う援助」が延べ 263 回となります。

【ファミリー・サポート・センター会員数の推移】

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
おねがい会員	233	258	285	305
サポート会員	63	64	64	64
どっちも会員	12	12	16	16

資料：与那原・西原・中城ファミリー・サポート・センター

【ファミリー・サポート・センター利用内訳（平成 30 年度）】

利用内容	延べ利用回数
保育施設等の登園前後の預かり	487
保育施設等の休みの際の預かり	40
保育施設等への送迎	1,334
子どもの習い事等の送迎	159
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり	1
買い物等外出の際の預かり	4
保護者などの短時間・臨時的就労の場合の預かり	19
保護者などの病児、急用などの場合の預かり	50
その他の預かり（双子支援含む）	19
障害を持つ子（家族）の援助	37
夜間・宿泊を伴う援助	263
病児・病後児預かり	4
計	2,417

資料：与那原・西原・中城ファミリー・サポート・センター

(5) 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、白百合保育園内にある「めぐみの広場」と、さざなみ保育園内にある「まんぼうはうす」の2か所となります。「めぐみの広場」は、保育士が確保できず平成30年度中に事業を休止し、平成31年度より再開しました。また、「まんぼうはうす」も平成31年度は保育士が確保できず、事業を休止しています。

【地域子育て支援センター利用実績(延べ利用者数)】

単位：人

施設名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
めぐみの広場	1,376	2,446	1,625	2,832	—
まんぼうはうす	3,496	2,697	1,675	396(半年休園)	2,075
計	4,872	5,143	3,300	3,228	2,075

資料：こども課

(6) 放課後児童健全育成事業

町内の放課後児童クラブは現在12か所(支援単位含む)で、そのうち補助金を受けているクラブが10か所あります。

登録児童数は年々増えてきており、平成26年度の310人から平成31年度では519人となります。また、学年が高いほど登録児童数は少なくなります。

そのほか、放課後児童クラブの基準は満たしていませんが、学童を預かる事業所が町内に2か所あります。

【放課後児童クラブ登録児童数の推移】

単位：人

年度	施設数	登録児童数						
		計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平成26年度	8	310	108	62	59	45	22	14
平成27年度	10	374	162	92	74	24	11	11
平成28年度	11	395	141	129	83	23	10	9
平成29年度	12	479	186	129	101	43	15	5
平成30年度	12	488	139	158	106	49	24	12
平成31年度	12	519	178	134	121	53	23	10

資料：こども課

(7) 児童館利用児童数

町内の児童館は現在4か所で、利用児童数(延べ)は増える傾向にあり、平成30年度では延べ44,759人が利用しました。学年別にみると、毎年度小学6年生の利用が最も少ない状況です。

【児童館利用児童数(延べ)の推移】

単位：人

	利用児童数(延べ人数)						
	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平成26年度	31,646	4,680	6,365	4,770	5,701	5,544	4,586
平成27年度	36,321	7,371	7,983	6,785	5,102	4,716	4,364
平成28年度	37,414	7,229	6,636	9,180	6,070	4,598	3,701
平成29年度	33,804	5,265	5,912	6,047	8,639	4,666	3,275
平成30年度	44,759	9,071	7,225	7,926	7,956	9,504	3,077

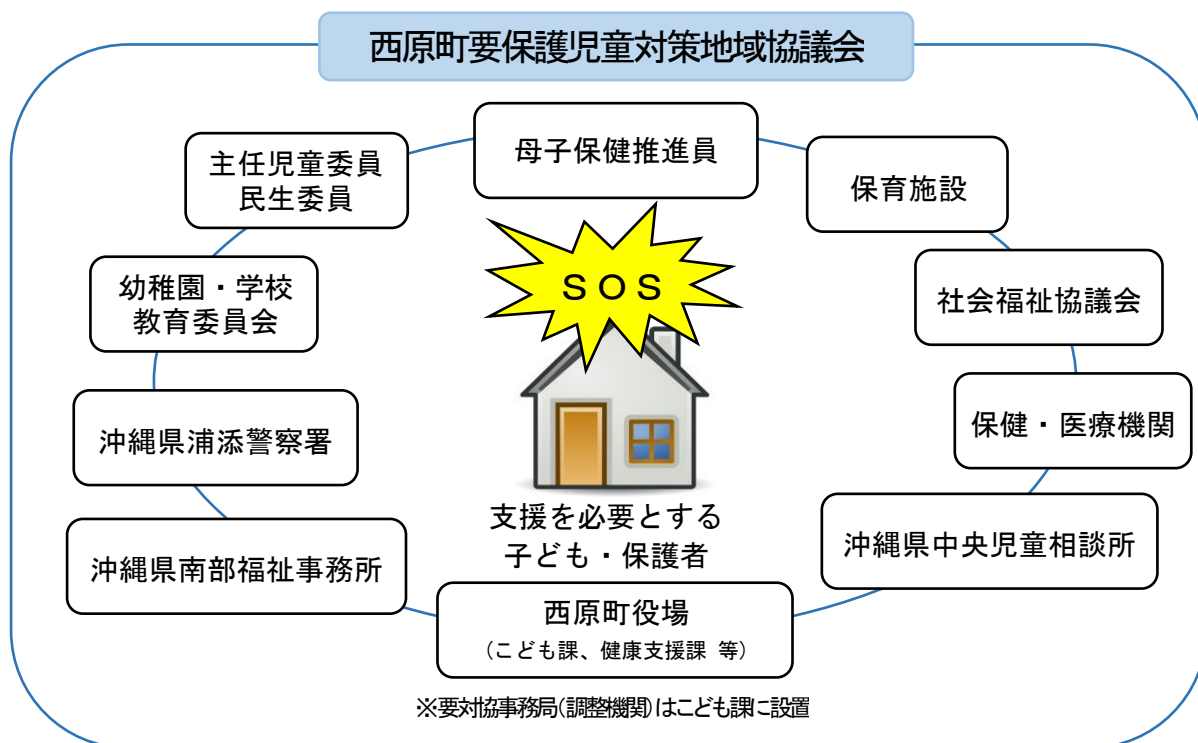
資料：こども課

6. 要保護児童への対応

(1) 西原町要保護児童対策地域協議会

本町では、児童虐待のみならず、不登校、非行、保護者による監護が不適切であると認められる児童に対し、関係機関、関係団体及び関係者間の適切な連携の下で必要な支援を行うために、「西原町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

【西原町要保護児童対策地域協議会ネットワーク イメージ図】



(2) 児童相談受付件数

児童相談受付件数をみると、平成29年度と平成30年度では280件ほどと、ほぼ同程度ですが、前年からの継続件数は平成29年度の22件から、平成30年度では39件と17件の増となります。

相談種別では、「養護相談(虐待含む)」が最も多く、次に、「その他」以外では、「育成相談」が多くあります。相談を受けた中で、平成29年度の27件と平成30年度の25件が要保護児童対策地域協議会で受理され、支援に向けた協議を行いました。

【児童相談受付件数】

単位：件

年度	児童相談受付件数								
	合計	前年 継続	計	相談種別					
				養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他
平成29年度	286	22	264 (27)	155 (20)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	32 (3)	72 (4)
平成30年度	280	39	241 (25)	111 (23)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	34 (1)	94 (0)

資料：こども課

() 内は要保護児童対策地域協議会が受理した件数

(3) 児童虐待相談の内訳

平成 30 年度の「児童虐待相談」38 件の内訳をみると、「ネグレクト」が 20 件と最も多く、次に「心理的虐待」が 15 件、「身体的虐待」が 3 件となります。また、「小学生」に対する虐待が 16 件と最も多くなります。

虐待の相談があった 38 件のうち、16 件が要保護児童対策地域協議会で受理されました。

【児童虐待相談の内訳（平成 30 年度）】

単位：件、%

	虐待相談					
	計	構成比	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
0～3 歳未満	5 (4)	13.2	1 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
3 歳～学齢前	9 (3)	23.7	0 (0)	3 (2)	6 (1)	0 (0)
小学生	16 (6)	42.1	2 (2)	6 (0)	8 (4)	0 (0)
中学生	5 (1)	13.2	0 (0)	2 (0)	3 (1)	0 (0)
高校・その他	3 (2)	7.9	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)
計	38 (16)	100.0	3 (2)	15 (6)	20 (8)	0 (0)

資料：こども課

() 内は要保護児童対策地域協議会が受理した件数

7. 障がい児の状況

(1) 障害者手帳の所持状況

障害者手帳を所持する児童は、平成31年4月1日現在152人で、「療育手帳」が91人と最も多く、次に「身体障害者手帳」が42人となります。

【障害者手帳所持児童数】

単位：人

年齢	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	計
0～5歳	0	3	1	4
6～11歳	14	36	9	59
12～14歳	12	21	3	36
15～17歳	16	31	6	53
計	42	91	19	152

資料：健康支援課（平成31年4月1日現在）

(2) 手当支給状況

「特別児童扶養手当」の支給者は、平成26年度から平成29年度の間は163人～185人で推移し、平成30年度では208人と最も多くなります。

「障害児福祉手当」の支給者は、平成27年度以降31人～37人で推移し、大きな変動はありません。

【手当支給実績（実人数）】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特別児童扶養手当	163	171	163	185	208
障害児福祉手当	41	31	32	37	33

資料：健康支援課

(3) 親子通園事業（あゆみ）

親子通園事業は、心身の成長発達気になる児童や障がいのある児童が親子で一緒に通い、遊びを通して生活指導等を行う場となります。坂田児童館で実施しています。

利用している児童は、平成27年度が4人と最も少なく、そのほかの年度では9人または11人となります。

【親子通園事業利用児童数】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用児童数	9	4	9	11	11	9

資料：こども課（各年度4月1日現在）

(4) 発達支援保育対象児童数

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童の保育を行う発達支援保育は、公立保育所と認可保育園の6施設で実施しています。対象となる児童は、平成29年度と平成30年度が29人と最も多くなります。

【発達支援保育対象児童数】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公立保育所	7	7	7	8	7	7
認可保育園	11	14	14	21	22	16
計	18	21	21	29	29	23

資料：こども課（各年度4月1日現在）

(5) 特別支援教育対象児童数

特別支援教育の対象となる児童は年々増えてきており、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成26年度が76人であるのに対し、平成31年度では176人とこの5年間で100人の増となっています。

【特別支援教育対象児童数】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園	10	17	20	21	27	35
小学校	45	52	67	79	104	111
中学校	21	20	20	19	23	30
計	76	89	107	119	154	176

資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

(6) 特別支援学校在籍児童数

特別支援学校に在籍する児童は、平成27年度以降小学部と中学部を合わせて24人～29人で推移しています。

【特別支援学校在籍児童数】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学部	20	17	17	13	11
中学部	7	7	12	12	16
計	27	24	29	25	27

資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

(7) 放課後児童クラブの障がい児登録人数

町内放課後児童クラブでは障がいのある児童を受け入れており、対象となる児童にはサポートプランを作成し、児童1人ひとりに応じた支援に努めています。

登録児童数は、平成30年度では31人、平成31年度では40人となります。

【放課後児童クラブの障がい児登録人数】

単位：人

	障がい児登録数						
	計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
平成30年度	31	6	5	6	9	2	3
平成31年度	40	10	8	6	8	7	1

資料：こども課（各年5月1日現在）

(8) 育成医療の支給状況

18歳未満を対象に身体障がい除去、軽減のための医療費を支給する育成医療の給付件数は、平成26年度が41件と最も多く、平成30年度が15件と最も少なくなります。

【育成医療支給実績】

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育成医療支給件数	41	25	28	18	15

資料：健康支援課

(9) 障がい児支援サービス

児童福祉法に基づく障がい児支援サービスを利用する児童は年々増える傾向にあり、各年度3月分の実績をみると「放課後等デイサービス」の利用が最も多く、また、利用児童数は平成26年度が58人であるのに対し、平成30年度では106人と倍近く増えています。次に「児童発達支援」が多く、これも利用する児童は徐々に増えてきています。

【障がい児支援サービス利用実績(実利用者数)】

単位：人

サービス名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援	12	16	22	26	30
放課後等デイサービス	58	64	74	100	106
医療型児童発達支援	3	3	2	1	1
保育所等訪問支援	0	1	1	0	0
障害児相談支援	12	15	23	26	15

資料：健康支援課（各年度3月分実績）

8. 子どもの貧困対策

(1) 児童扶養手当

離婚等により、1人で児童を養育している者に対し支給される児童扶養手当の受給世帯数は、年々減少する傾向にあり、平成26年度の561世帯から平成30年度では467世帯と、この4年間で94世帯の減となります。

【児童扶養手当受給世帯の推移】

単位：人、%

	総世帯数 (A)	児童扶養手当受給世帯	
		世帯数 (B)	割合 (B/A)
平成26年度	13,621	561	4.12
平成27年度	13,720	515	3.75
平成28年度	13,823	481	3.48
平成29年度	14,070	481	3.42
平成30年度	14,393	467	3.24

資料：こども課

(2) 就学援助費

就学援助費支給者数の推移をみると、要保護児童に大きな変動はなく18人～35人で推移しています。準要保護児童数は年々増えてきており、平成26年度の735人から平成30年度では1,043人と、この4年間で308人の増となります。

要保護児童と準要保護児童を合わせた人数の全児童・生徒数に対する支給割合は、徐々に高くなる傾向にあり、平成30年度では31.6%と、おおよそ児童・生徒の3人に1人弱の割合となります。

【就学援助費支給者数の推移】

単位：人、%

		児童・生徒数	要保護児童	準要保護児童	計	
						支給割合
平成26年度	小学校	2,321	19	491	510	22.0
	中学校	1,156	15	244	259	22.4
	計	3,477	34	735	769	22.1
平成27年度	小学校	2,294	11	499	510	22.2
	中学校	1,143	13	272	285	24.9
	計	3,437	24	771	795	23.1
平成28年度	小学校	2,272	7	544	551	24.3
	中学校	1,164	11	289	300	25.8
	計	3,436	18	833	851	24.8
平成29年度	小学校	2,297	21	657	678	29.5
	中学校	1,113	14	334	348	31.3
	計	3,410	35	991	1,026	30.1
平成30年度	小学校	2,299	19	677	696	30.3
	中学校	1,103	14	366	380	34.5
	計	3,402	33	1,043	1,076	31.6

資料：教育総務課

(3) 子どもの居場所運営支援

子どもの貧困対策として、自治会や町外の NPO に委託し、現在 4 か所で貧困等の子どもの居場所の運営を行っています。また、町の自主事業として中央公民館でも居場所の運営を行っています。居場所では、子どもへの食事の提供、学習支援、キャリア教育などの支援を行っています。

【西原町こどもの居場所運営状況】

居場所名	委託先	活動場所	活動日数	対象児童	支援内容
上原自治会	自治会	上原 コミュニティー センター	週 1 日	上原地区の小学生～高校生	学習支援 食事支援(軽食)
小波津団地自治会	自治会	小波津 コミュニティー センター	週 1 日	小波津団地地区の小学生	学習支援 食事支援(軽食)
平園自治会	自治会	自治会事務所	週 5 日	平園自治会の小学生	学習支援 食事支援(軽食) ※不定期
がじゅまーる教室	町外 NPO 法人	民間アパート	週 3 日	就学援助受給世帯 不登校児童(生活困窮世帯等)	学習支援 食事支援 キャリア教育
わくわく教室	町自主事業	西原町中央公民館	不定期	就学援助受給世帯 不登校児童(生活困窮世帯等)	学習支援 食事支援 送迎支援

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

西原町まちづくり基本条例に掲げる「豊かな人間性と文化を創造するまちづくり」において、時代を担っていく子どもたちの育ちのあり方は重要な意味をもっています。

そこで、本町では、町内で生活する子どもが、人として尊ばれると同時に、その最善の利益を保障されるようすべての子どもが平等に、一人一人の子どもが持つ個性や能力を最大限に引き出され、豊かな育ちを享受できる保育・教育環境の充実を目指します。

また、子育てにおいて町民が、子どもを産み育てる喜びが実感でき、安心感や充実感が得られる環境を整えるために、町民ニーズに沿った子育て支援を進めます。

加えて、子どもたちが活力ある未来の地域社会の担い手・「地域の宝」として育まれるよう、子どもを育むすべての過程において、子ども・保護者・地域社会が有機的に結びつく「子育ての輪」＝「ゆいまーる（結い廻る）」のよりよい循環を構築します。

このような子育ての取り組みを通して、町民が地域に愛着を持ち、新たな発想やユニークな個性をもって、子どもも大人も幸福になれるまちづくりを目指すこととし、本計画の基本理念を「子育てが結ぶ地域のゆいまーる（子育ての輪） 子どもが輝けるまち・にしはら」とします。

子育てが結ぶ地域のゆいまーる（子育ての輪）

子どもが輝けるまち・にしはら

2. 基本的視点

(1) 子どもの視点

全ての子どもが心豊かに健やかに育つよう、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利を擁護するとともに、住民一人ひとりが子どもの利益を最大限に尊重するという認識を深め、子育てを応援するまちづくりを推進します。

(2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となる認識の下に、豊かな人間性や社会性を育むとともに、子どもを生み育てることの意義や家庭の役割を自覚し、自立して生活できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組む視点を持ちます。

(3) 社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は家庭にあるものの、地域社会の一員である子どもの健やかな成長のためには、地域をはじめ行政、各関係機関、企業等がそれぞれの役割を担いつつ、互いに連携と協働を図ることが重要です。子育てを地域社会全体で支えるという認識を深め、地域社会の子育て支援機能や教育力の向上を図るとともに、地域の特性を踏まえた主体的な取り組みを推進します。

(4) 全ての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、様々な地域の担い手や社会資源によって担われるものです。

また、次世代育成対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要となります。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分に踏まえて取り組みを進めることが重要となります。

3. 基本事項（量の見込み及び確保方策）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の年度ごとに「量の見込み」（利用ニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応した確保の量とその実施時期）を定めることになっています。

このため、計画期間内（5年間）の児童人口の推計と平成30年度に実施したニーズ調査及び各事業の利用実績等を踏まえて、量の見込みを算出するとともに、量の見込みに対応した確保方策を定めます。その際、本町における教育・保育の提供区域を定めます。

4. 基本目標

子ども子育て支援のために以下の基本目標を定め、基本目標にかかる必要な施策・事業を推進します。

基本目標1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

増え続ける保育ニーズに応えていくために、保育の量的整備を進めるとともに、保育の質の向上に取り組みます。また、子育て支援のニーズも多様化しており、これに応えていけるよう、子ども・子育て支援事業の充実に取り組みます。

子どもの学びにおいて地域が与える影響も大きく、あいさつや声かけ、大人との交流などを通して、子どもの社会性などを高めていけるよう、地域の教育力を高めていきます。

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。そのため、家庭における教育力の向上を支援します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安全で安心な妊娠・出産となるよう、親子手帳交付時に妊婦の健康状態や生活実態等を把握し必要な保健指導等を行うとともに、妊婦の健康の維持・増進をはかるために健康妊婦健康診査の公費負担や妊婦への情報提供及び、不安や悩みに対する相談支援等を行います。

また、出産後も産後うつや育児不安等を解消するため、訪問等による相談支援や育児支援を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。そのため、家庭、保育所（園）、幼稚園、小中学校において発達段階に応じた、食育への取り組みを行います。

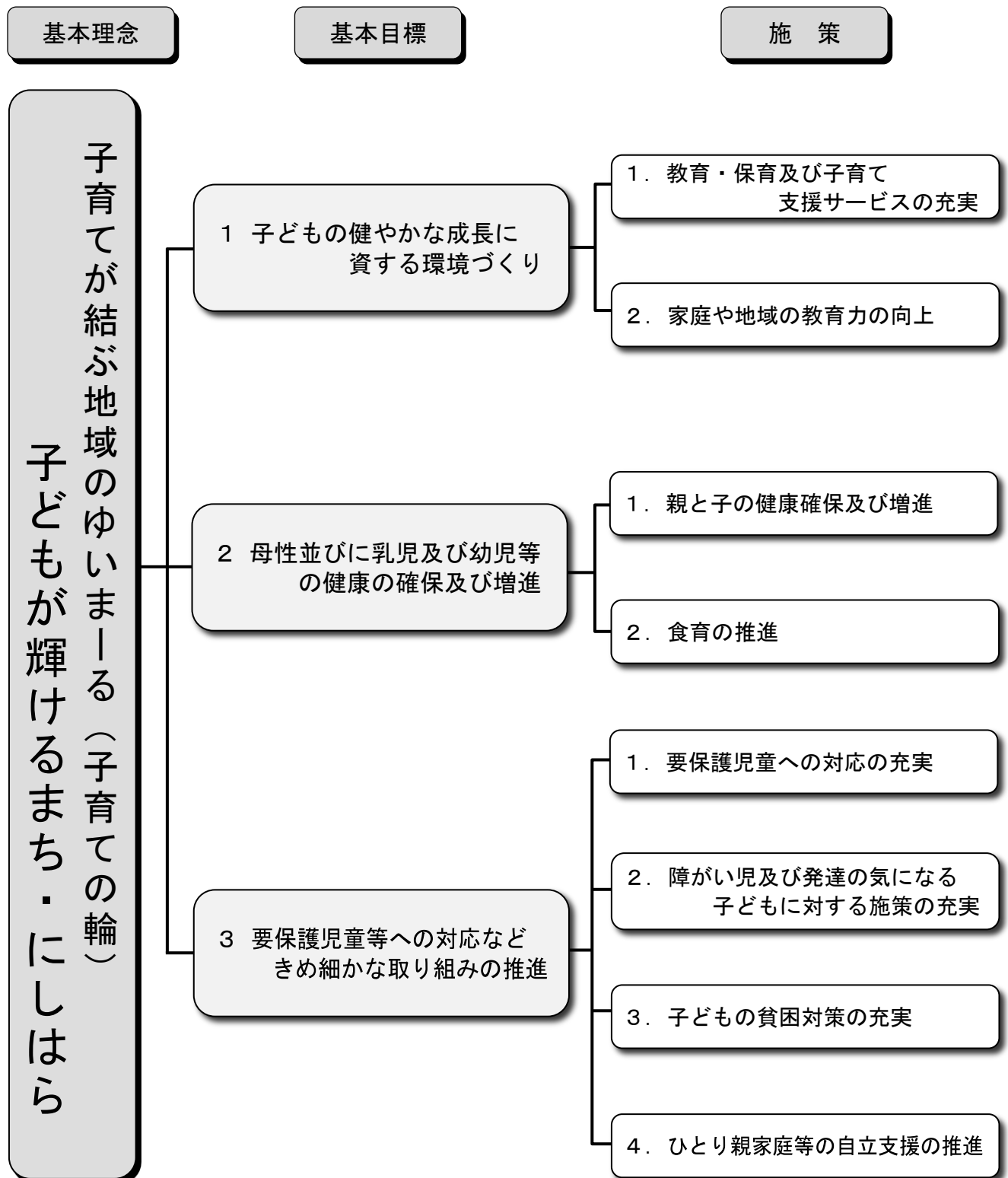
基本目標3 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待や不登校及び保護者による監護が不相当と認められる要保護児童への対応が適切に行われるよう、関係者、関係機関が連携した支援を行います。

また、障がいのある子の早期発見と早期支援に取り組むとともに、障がいのある子も共に学び、共に暮らしていけるよう、保育・教育体制の充実を図ります。さらに、障がいのある子の自立した生活を支えるためのサービス等の充実を図ります。

貧困家庭の子どもをはじめとする、課題を抱える子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、食事の提供、生活指導等を行うなど健全育成を図ります。また、ひとり親家庭の自立を支援するために、経済的な支援や必要な情報の提供等を行います。

5. 施策の体系



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は子ども・子育て支援事業計画作成指針において、市町村は、地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」（以下、「提供区域」という）を設定することを規定しています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の方法と実施時期を示す必要があります。

作成指針では、「教育・保育提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

【提供区域設定の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。（施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則）ただし、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用の実情に応じて、子どもの認定区分ごとの設定または事業ごとに設定することができる。
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

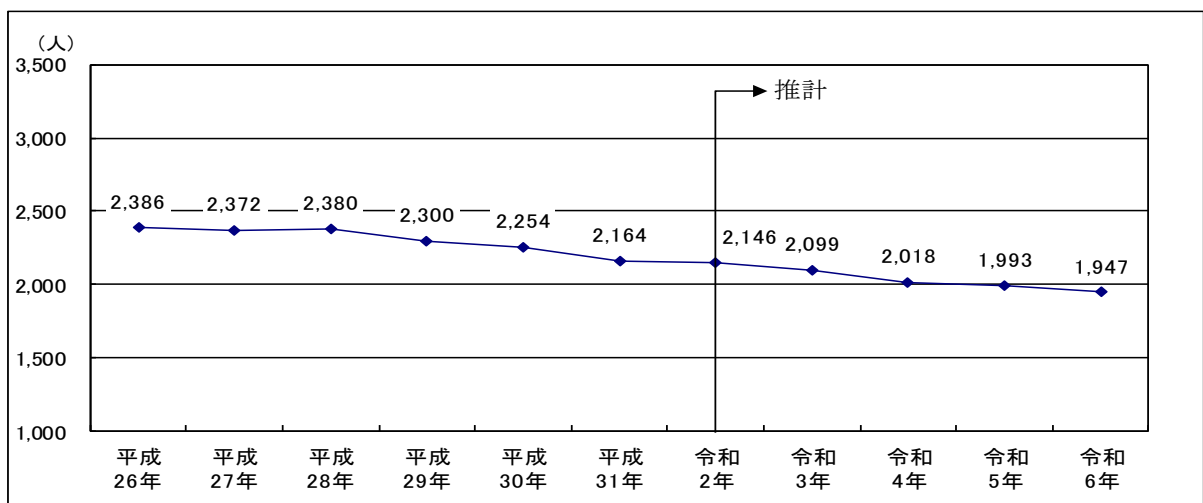
本町では、これらの考え方を踏まえた上で、以下の観点から「教育・保育提供区域」は町全体を1区域と設定します。

- 需要調整の発生する機会が少なく、事業者が新規参入しやすい。また、利用者の選択範囲が広がる。
- 各幼稚園、保育所（園）の教育・保育の方針などで選択する保護者もいると考えられ、区域を分けることで、希望する施設に入れなくなることがある。
- 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設や事業の利用希望を吸収できる。
- 事業計画における量の見込みの推計と確保の方策が立てやすい。

2. 児童人口の推計

- 第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度～令和6年度を計画期間とし、その時の児童数に基づき教育・保育等の量の見込み(推計ニーズ量)を算出することから、この期間における将来の児童人口を推計する必要があります。
- 将来の推計児童人口は、就学児を対象とした事業があることから、学齢基準日である4月1日現在としました。また、児童の年齢別に対象とする量の見込みを算出する事業が多いことから、年齢1歳ごとに児童人口を推計しました。
- 児童人口を推計するにあたり、平成26年～平成31年の住民基本台帳の実績人口(4月1日現在)に基づき、「※コーホート変化率法」を用いて推計しました。

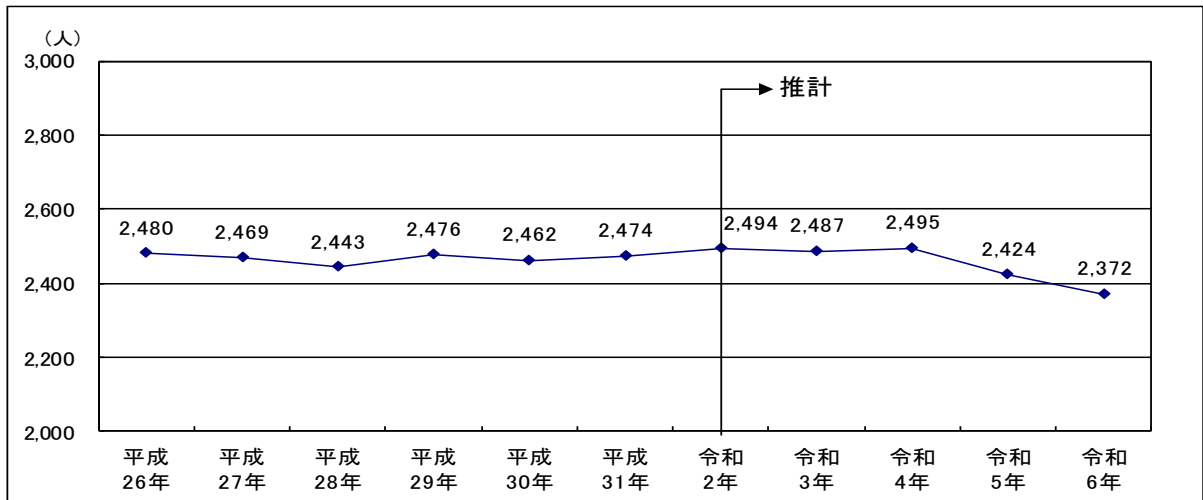
【児童人口の推計(0～5歳児)】



		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
実績人口	平成26年	379人	397人	396人	400人	405人	409人	2,386人
	平成27年	357人	399人	396人	406人	408人	406人	2,372人
	平成28年	363人	377人	401人	406人	403人	430人	2,380人
	平成29年	321人	390人	375人	395人	408人	411人	2,300人
	平成30年	330人	336人	394人	379人	401人	414人	2,254人
	平成31年	301人	352人	341人	386人	389人	395人	2,164人
推計人口	令和2年	316人	342人	346人	344人	411人	387人	2,146人
	令和3年	308人	332人	341人	356人	350人	412人	2,099人
	令和4年	300人	324人	331人	350人	362人	351人	2,018人
	令和5年	294人	316人	323人	340人	356人	364人	1,993人
	令和6年	286人	310人	315人	332人	346人	358人	1,947人

※各年4月1日現在

【児童人口の推計(6～11歳児)】



		6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	6～11歳合計
実績人口	平成26年	396人	400人	415人	402人	431人	436人	2,480人
	平成27年	402人	404人	403人	417人	407人	436人	2,469人
	平成28年	410人	403人	413人	401人	416人	400人	2,443人
	平成29年	430人	412人	403人	418人	401人	412人	2,476人
	平成30年	409人	426人	410人	402人	415人	400人	2,462人
	平成31年	413人	415人	425人	408人	402人	411人	2,474人
推計人口	令和2年	395人	416人	422人	432人	417人	412人	2,494人
	令和3年	380人	404人	420人	424人	437人	422人	2,487人
	令和4年	405人	389人	408人	422人	429人	442人	2,495人
	令和5年	345人	415人	393人	410人	427人	434人	2,424人
	令和6年	357人	354人	419人	395人	415人	432人	2,372人

※各年4月1日現在

※コーホート変化率について

「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回このように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

3. 量の見込み算出の基本的な考え方(手順)

○教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国から提示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月）及び『第二期市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』（平成31年4月23日）に基づき算出します。

【家庭類型】

○教育・保育及び子ども子育て支援事業については、それぞれ対象となる「家庭類型」が定められています。このため、ニーズ調査の結果より配偶者の有無及び保護者の就労状況から、現在の「家庭類型」を求めます。まず、家庭類型をタイプAからタイプFの6タイプに分け、次に、パート就労時間の長短により、タイプCをタイプC(長)とタイプC'(短)に、タイプEをタイプE(長)とタイプE'(短)に分け、全8タイプとします。(下表参照)

○さらに、現在の「家庭類型」から、母親の将来の就労希望を反映させた潜在「家庭類型」を求めます。

【家庭類型のタイプ】

タイプ	概要
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が長)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが短)
タイプF	無業×無業

※パートタイム(長):就労時間が月120時間以上+下限時間~120時間の一部

※パートタイム(短):就労時間が月下限時間未満+下限時間~120時間の一部

※下限時間:64時間とします

【家庭類型のイメージ図】

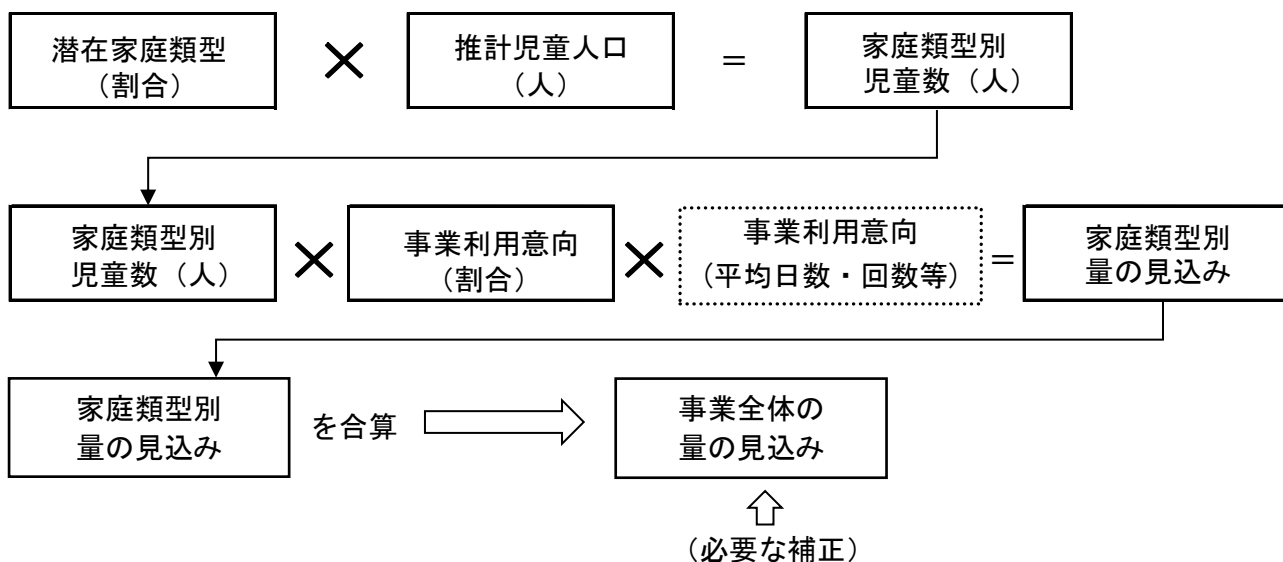
		母親		父親			
		1. フルタイム就労(休業中ではない)	2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労(休業中ではない)	4. 育休・介護休業中	5. 現在は就労していない	
父親	母親			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労(休業中ではない) 2. 育休・介護休業中	タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労(休業中ではない)	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	4. 育休・介護休業中	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

【西原町の潜在「家庭類型」の割合】

タイプ		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親家庭	57	0.094	57	0.094
タイプB	フルタイム×フルタイム	309	0.508	339	0.558
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	111	0.183	124	0.204
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	17	0.028	20	0.033
タイプD	専業主婦(夫)	110	0.181	66	0.109
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が長)	1	0.002	1	0.002
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが短)	0	0.000	0	0.000
タイプF	無業×無業	3	0.005	1	0.002
全体		608	1.0	608	1.0

【量の見込みの基本的な算出方法】

- 潜在家庭類型の割合に推計児童人口を乗じ、将来(令和2年度～令和6年度)の家庭類型別児童数を求めます。
- ニーズ調査の結果より各事業の利用意向の割合等を求め、その割合等を将来の利用対象となる家庭類型別児童数に乗じて、家庭類型別に量の見込みを算出します。
- 家庭類型別に算出した量の見込みを合算し、事業全体の量の見込みとします。
- 各事業の量の見込みに対し、地域の実情を勘案し、必要に応じて補正を行います。



※令和2年度～令和6年度まで年度ごとに量の見込みを算出します。

4. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

教育・保育の量の見込み(利用が見込まれる人数)は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、1号～3号の認定区分ごと・年齢ごとに、令和2年度～令和6年度まで算出しました。

【教育・保育の量の見込み】

単位：人

	1号認定			2号認定						3号認定			計
				教育ニーズ			保育ニーズ						
	5歳	4歳	3歳	5歳	4歳	3歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	
令和2年度	61	65	54	59	63	52	245	260	218	259	256	126	1,718
	180			174			723			641			
令和3年度	65	55	56	63	53	54	261	222	225	255	249	123	1,681
	176			170			708			627			
令和4年度	56	57	55	54	55	53	222	229	222	248	243	120	1,614
	168			162			673			611			
令和5年度	58	56	54	56	54	52	231	225	215	242	237	118	1,598
	168			162			671			597			
令和6年度	57	55	53	55	53	51	227	219	210	236	232	114	1,562
	165			159			656			582			

(各年度4月1日現在)

【認定区分】

区分	年齢	設定内容	利用先
1号認定	3～5歳	幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定(教育ニーズ)	3～5歳	保育の必要はあるが幼稚園の利用希望が強い	幼稚園、認定こども園
2号認定(保育ニーズ)	3～5歳	保育の必要あり	幼稚園、保育所(園)、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要あり	保育所(園)、認定こども園 地域型保育事業

(2) 確保方策

量の見込みの確保方策を定めるにあたり、認可施設の定員の範囲内で設定する利用定員ベースで行うものとし、弾力化を前提とした確保方策は定めませんこととします。(ただし、実際の運用において、弾力化を防げるものではない)

【確保の考え方】

<1号認定・2号認定(教育ニーズ)>

本町における、1号認定と2号認定の教育ニーズの受け入れ先として、公立幼稚園(4園)と認定こども園(善隣幼稚園)があります。これらの施設において、量の見込みが確保できるよう以下の①～③の要件について関係機関と調整します。

- ①認定こども園の設置等を検討し、3歳児の受け入れを図る。
- ②善隣幼稚園の西原町の枠を拡げる。
- ③各公立幼稚園での人員体制を整備し、受け入れ人数の増加を図る。

<2号認定(保育ニーズ)>

2号認定の保育ニーズの受け入れ先として、保育所、公立幼稚園(4園)がありますが、量の見込みが確保できるよう、公立幼稚園での一部受け入れについて、関係機関と調整します。

<3号(1・2歳児)>

1・2歳児の受け入れ先として、保育所、地域型保育、企業主導型保育所(地域枠)があります。これらの施設において、量の見込みが確保できるよう、以下の①・②の要件について関係機関と調整します。

- ①坂田保育所の定員数を7人増とする。
- ②事業所内保育事業所の西原町の定員を10人増とする。

<3号(0歳児)>

0歳児については、保育所(園)及び地域型保育事業の現在の定員数で、量の見込みが確保できるため、現在の定員数を維持する。

【教育・保育の量の見込み及び確保方策】

		1号認定・ 2号認定(教育ニーズ) <3~5歳児>	2号認定(保育ニーズ) <3~5歳児>	3号認定		
				<1・2歳児>	<0歳児>	
量の見込み(A)		354	723	515	126	
確保方策 (B)	公立幼稚園	305	165			
	認定こども園	49				
	保育所(園)	公立		43	48	9
		私立		525	412	113
	地域型保育	小規模保育			32	6
		事業所内保育			19	4
企業主導型(地域枠)				9		
計		354	733	520	132	
確保一量(B-A)		0	10	5	6	

(「量の見込み(A)」は令和2年度から令和6年度までの間の最大の数値となっています。)

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に規定された13事業について、令和2年度から令和6年度までの年度ごとの量の見込みを算出するとともに、地域の実情を勘案し確保方策を定めました。

なお、量の見込みや確保方策については情勢の変化等により、必ずしも本計画における量の見込みや確保方策に従うというものではなく、必要に応じ地域の実情を踏まえ柔軟に対応していきます。

(1) 時間外保育事業(延長保育)

事業概要	保育園(所)等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。
対象年齢	0~5歳

【確保の考え方】

量の見込みは、実績(平成30年度12施設で実施)より多くなりますが、平成31年度に時間外保育を実施する認可保育所が1か所増え、現在13施設で事業を実施しています。このため、量の確保は可能です。

〔実績〕

単位：人、か所

	平成29年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育(実人数)	617	579	748	731	703	694	678
保育所通所児童数	14,483	12,207					
施設数	12	12					
確保方策	実人数		748	748	748	748	748
	施設数		13	13	13	13	13
確保一量			0	17	45	54	70

(2) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園や保育施設、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
------	--

① 稚園型（在園児対象）

対象年齢	3～5歳
------	------

【確保の考え方】

平成30年度までは、1号認定、2号認定に関わらず一時預かりを利用できましたが、平成31年度から2号認定のみの利用となったため、量の見込みは平成30年度の実績より少なくなります。また、平成31年度に認定こども園が整備されたことで、一時保育の実施施設が増えたことにより量の見込みは確保可能です。

〔実績〕

		単位：人、か所				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成30年度	51,016	45,234	45,234	45,234	45,234	45,234
利用延べ人数						
令和30年度	264	5	5	5	5	5
利用実人数						
令和30年度	4	45,234	45,234	45,234	45,234	45,234
施設数						
確保方策	施設数					
	計(延べ人数)					
確保一量(延べ人数)		0	0	0	0	0

② 稚園型以外

対象年齢	0～5歳
------	------

【確保の考え方】

一時預かりの実績がある町内3保育施設では、1日あたり5人まで一時預かりの子を受入れることができ、3施設で年間4,500人の受け入れが可能です。これにファミリー・サポート・センター事業での対応分を加えると、量の確保は可能です。

但し、3保育施設とも現在保育士不足のため事業は未実施となっています。そのため、量の見込みを確保するためには、保育士の確保が必要となります。

〔実績〕

			単位：人、か所				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平成27年度	平成30年度	735	5,537	5,415	5,215	5,142	5,022
利用延べ人数	—						
令和27年度	令和30年度	3	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
保育施設数	0						
令和27年度	令和30年度	646	3	3	3	3	3
ファミサポ利用延べ人数							
令和27年度	令和30年度	800	800	800	800	800	800
ファミサポ							
令和27年度	令和30年度	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
計							
確保一量		-237	-115	85	158	278	

(3) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児、緊急対応強化事業)

事業概要	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

病児保育は、現在町内の病児保育施設1か所とファミリー・サポート・センターで対応しています。量の見込みに対し、今後も現状の病児保育施設(1か所)とファミリー・サポート・センターで対応可能です。

【実績】

平成30年度		令和							
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
病児保育 利用実人数	172	量的見込み(延べ人数)		603	589	567	560	547	
病児保育 利用延べ人数	598			16	16	15	15	15	
ファミサポ 利用延べ人数	4			計	619	605	582	575	562
		確保 方策	病児 保育事業	延人数	880	880	880	880	880
			施設数	1	1	1	1	1	
			ファミサポ(延人数)	8	8	8	8	8	
			計(延人数)	888	888	888	888	888	
		確保一量		269	283	306	313	326	

単位：人、か所

(4) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

事業概要	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
対象年齢	6～11歳(小学生)

【確保の考え方】

利用実績、利用ニーズともにありませんが、ファミリー・サポート・センター事業は就学児にも対応しているため、今後利用ニーズがあれば対応していきます。

【実績】

平成30年度		令和							
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
就学児	利用 実人数	0	量的見込み(延べ日数)		0	0	0	0	0
	利用 延べ人数	0			0	0	0	0	
		確保方策(延日数)		0	0	0	0	0	
		確保一量		0	0	0	0	0	

単位：日

(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

量の見込み(利用ニーズ)はありますが、町内に児童養護施設等がないため、これまで利用の実績はありません。今後は、受け入れ先の確保(医療機関、福祉施設等)に取り組めます。

〔実績〕

		単位：人、か所				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	平成26～30年度					
	0					
事業実績	未実施					
量の見込み(延人数)		57	56	54	53	52
確保方策	延人数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0
確保一量		-57	-56	-54	-53	-52

(6) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

事業概要	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

「めぐみの広場」は、保育士不足のため平成30年度に事業を休止し、平成31年度より再開しました。また、「まんぼうはうす」は、保育士不足のため平成31年度より事業を休止しています。

今後、保育士不足を解消し、2施設で事業に取り組むことで量の見込みの確保は可能です。

〔実績〕

			単位：回、か所					
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
めぐみの広場 延べ利用者数	平成27年度	平成30年度						
	2,446	—						
まんぼうはうす 延べ利用者数	2,697	2,075						
計	5,143	2,075						
量の見込み			延べ利用回数	4,859	4,752	4,569	4,512	4,408
			施設数	2	2	2	2	2
確保方策(か所数)			2	2	2	2	2	
確保一量(か所数)			0	0	0	0	0	

(7) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業。
------	--

【確保の考え方】

現在、子育てに関する相談支援については、役場窓口や幼稚園及び保育所（園）、子育て支援センター等において、役場職員や保育士等による子育て相談への対応、必要な情報提供等を行うことにより、地域の子育て家庭への支援に努めています。

今後は、子育て世代包括支援センターの設置等に伴い妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供できるよう、利用者支援事業の充実を図ります。

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な、遊び及び活動の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
対象年齢	6～11 歳（小学生）

【確保の考え方】

町内の放課後児童クラブは、平成 31 年度で 12 か所、519 人が登録していますが、量の見込みに対する量的整備が十分ではありませんが、令和 5 年度までには量の見込みを確保できるよう取り組みます。

〔実績〕

	平成 31 年度
登録児童数	519
施設数	12

単位：人、か所

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	計	586	576	577	556	538
確保方策	登録児童数 (定員)	519	559	559	559	559
	施設数	12	13	13	13	13
確保一量		-67	-17	-18	3	21

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業（保健師訪問を除く）。
------	---

【確保の考え方】

母子保健推進員及び保健師が訪問しています。

量の見込みの算出方法は国の手引に示されていないため、過去の実績を踏まえて算出しました。その結果、量の見込みは実績より多くなりますが、現状で対応可能です。

〔実績〕

単位：人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
訪問件数	309	量の見込み(実人数)	312	305	297	291	277
		事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

(10) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
------	--

【確保の考え方】

事業として実施していませんが、家庭児童相談員が普段の業務の中で、養育等支援が必要な家庭に対して訪問・相談等を行い対応しています。

今後は、継続して養育が困難な家庭に対し必要な支援を行いながら、人員体制を整備し、事業化に向けて取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
------	---

【確保の考え方】

量の見込みの算出方法は国の手引に示されていないため、過去の実績を踏まえて算出しました。その結果、量の見込みは実績より少なく、確保は可能です。

〔実績〕

単位：回

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
延べ健診回数	3,790	量の見込み(延べ健診回数)	3,508	3,419	3,330	3,264	3,175
		事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

6. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 一体的な教育・保育の提供体制について

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期となります。国は子ども・子育て支援新制度において、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、それぞれの良いところを活かしながら両方の役割を担うとともに、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受入れることが可能な教育・保育施設として、認定こども園の普及を進めています。

本町では、平成31年度に私立の認定こども園が整備されました。しかし、現状の1か所では教育・保育の一体提供に対する確保は十分ではなく、子どもの健やかな成長を目指し、教育・保育機能の充実した受け入れ体制を検討していく必要があります。

なお、本町における教育・保育の一体的提供の構築にあたっては、認定こども園の設置のメリットとデメリットについて慎重な議論を重ね、今後の方向性を定める必要があると考えます。そのために、既存の幼稚園及び保育施設との協議・協力を図りつつ、今後の教育・保育の一体的な提供体制の構築を目指します。

(2) 質の高い教育・保育及び地域の子育て支援について

発達には連続性を有するものであることから、子ども一人ひとりの個人差に留意しつつ、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て家庭への支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな育ちを保障することが重要となります。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、研修や勉強会及び児童福祉等の専門機関と連携した資質向上に取り組みます。また、保育士の確保を始めとする必要な職員の確保等、人員体制の整備に取り組みます。

(3) 小学校教育との円滑な接続(保幼小の連携)について

遊びを中心とした幼児期の教育と各教科の学習を行う児童期の教育では、大きな環境の変化があります。しかし、子どもの発達や学びは連続しています。保育所や幼稚園から円滑に小学校へ接続していくためには、保幼小の連携を図る必要があります。

本町では、「保幼小連絡協議会」を開催し、幼稚園や小学校へ進学する生徒の情報共有を行う等、円滑な接続を図るために、必要な取り組みを行います。また、幼稚園と小学校の連携を図ることを目的に「アプローチカリキュラム」を作成し、交流会等の行事を計画的に実施するなど、幼小連携を推進しています。

今後は、保育・教育の連続性・一貫性のため、幼稚園、保育所(園)、小学校及びその他関係機関等の一層の連携を図ります。

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

基本目標 1

子どもの健やかな成長に資する環境づくり

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

現状と課題

▶教育・保育体制

- 本町では、子どもの人口は減少傾向にあるものの、核家族世帯の増や女性の社会進出などにより保育ニーズは徐々に増えてきています。このため、第1期計画策定以降、「待機児童ゼロ」を目指し、町内認可保育施設を9施設から14施設（小規模保育、事業所内保育を含む）に増やし、入所定員数も990人から1,220人に増やしました。しかしながら、増え続ける保育ニーズに追いつかず、毎年待機児童が出ています。
- 幼稚園については、町内私立幼稚園（平成31年4月1日より認定こども園）では3歳～4歳児を受け入れています。公立幼稚園では4・5歳児のみの受け入れとなっているため、3歳児の教育ニーズの受け皿が少ない状況です。
- 今後、教育・保育の確保の方策に基づき、教育・保育のニーズに対応した受け入れ体制を構築していく必要があります。

▶時間外保育事業（延長保育）の推進

- 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、町内全ての認可保育施設で時間外保育事業（延長保育）を実施しています。

▶一時預かり（幼稚園型）

- 一時預かり（幼稚園型）は、公立幼稚園と町内認定こども園で実施しています。利用率（幼稚園在籍児のうち一時預かりを利用している児の割合）は上昇傾向にあり、平成30年度では72.5%となります。また、夏休み等の長期休業中も一時預かりを行なっています。
- 一方、これまで公立幼稚園では在園児であれば誰でも一時預かりを利用できましたが、令和元年度から選考基準を見直し、保育の必要な児童（2号認定）に限って受け入れしています。
- 一時預かりにおいては、事業を継続するための人材確保が厳しい状況にあります。

▶一時預かり（幼稚園型以外）

- 幼稚園在園児以外の一時的預かりは、平成28年度まで町内私立保育園3か所で実施していましたが、保育士不足のため平成29年度より休止となっています。
- また、ファミリー・サポート・センター事業でも一時預かりを行っており、平成30年度の利用実績は延べ646人となります。

▶病児保育事業

- 病児保育事業は、保育室を有する町内小児科医院に委託しており、与那原町と中城村との広域運営となります。利用登録人数は増加傾向にあり、1日あたりの利用定員は15人となります。また、インフルエンザ等の流行により、利用が大きく増えることがあります。
- 当該事業の利用方法については、利用登録時に案内を行うほか、転入者へは児童手当申請時に案内を行っています。しかし、利用登録は毎年度行う必要がありますが、これを知らない町民が多く、周知強化が必要です。

▶ファミリー・サポート・センター事業

- 事業は、「与那原町・西原町・中城村ファミリー・サポート・センター3町村広域事業」として、公益財団法人に委託しています。
- おねがい会員と比べてサポート会員の数が少ない（平成30年度で、おねがい会員305人、サポート会員64人）ため、ニーズに対応していけるよう、サポート会員の増を図る必要があります。また、障がい児の預かり等のニーズが増加傾向にあるため、障がい児への対応におけるサポート会員のスキル向上を図る必要があります。

▶地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

- 町内の子育て支援センターは、「めぐみの広場」と「まんぼうはうす」の2か所ありますが、保育士が確保できず、「めぐみの広場」が平成30年度に事業を休止し、平成31年度より再開しました。また、平成31年度では「まんぼうはうす」が事業を休止しています。
- 「めぐみの広場」では妊娠中の方、子育て中の方などを対象に、親子同士の交流や情報交換の場となっています。また、絵本の読み聞かせや様々な遊び・創作活動等を行っているほか、育児相談や育児講座の機会を設けています。

▶放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加する傾向にあります。このため、放課後児童クラブを第1期計画策定時の10か所（補助交付団体8か所）、登録児童数311人から、平成31年度4月現在で12か所（補助交付団体10か所）、登録児童数519人へと整備拡充しました。また、個人で運営する学童クラブが2か所ありますが、ニーズに追いつかず待機児童（平成31年4月現在で38人）がでています。
- 定期的に、西原町学童保育連絡協議会との意見交換会を実施し、行政との情報交換、意見交換及び事務調整を行っています。
- 広報活動として、保育園や幼稚園の年長クラスの保護者に募集案内のチラシの配布や、新1年生を対象とした募集案内を町の広報やホームページに掲載しています。また、ポータルサイト「ゆいわらび」にて2週間に1回、放課後児童クラブの空き状況を掲載し、住民へ広く情報提供しています。
- 沖縄県学童保育支援センターへ委託（中部地区）し、支援員の資質向上に向けた研修を行っています。
- 本町の放課後児童クラブの利用料金は、県平均と比べて高い設定となっています。（県平均9,169円、西原町12,922円）

▶子育て短期支援事業（ショートステイ）

○家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う子育て短期支援事業については、町内に児童養護施設等がないため、これまで利用の実績はありません。

▶認可外保育施設への支援

○町内の認可外保育施設は7施設（平成31年4月現在）となります。在籍児は237人で、そのうちのほとんど（215人）が町内の乳幼児となります。

○町内の認可外保育施設職員及び乳幼児の処遇向上のために、県の補助事業と連動して乳幼児健康診断費、職員健康診断費等について補助を行っています。また、調理員検便については町が委託して実施しています。

▶保育士の確保

○保育の量的拡大を図るとともに、保育の質の向上を図るためには、保育士の確保が重要となります。現在、保育士不足により、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等の事業実施に支障が出ています。

○保育人材の確保に向けて、町と町保育協議会で「現場充実強化推進保育プロジェクトチーム」を発足し、保育士養成校を訪問し西原町の保育施設の紹介等を行っています。また、保育園によっては、町内の保育士養成校において保育士による講話を行っているほか、学生対象のアルバイトの受け入れを行うなど、保育士確保に向けた独自の取り組みを行っています。

○そのほか、町では町内保育施設のPRや保育士の業務負担を減らすための用務員の雇用に対する補助金を支給し、保育士の処遇改善に取り組んでいます。

▶子育て支援ネットワーク会議

○西原町子育て支援ネットワーク会議は、子育て支援に関わる関係機関が一同に集まり、各園や担当部局の事業報告、連絡及び意見を交えながら、参加者全員が子育て支援について話し合う場として定着しています。平成29年度及び平成30年度では年に4回開催しました。

○子育て支援ネットワーク会議には、町関連課（こども課・健康支援課・教育総務課・産業観光課・生涯学習課・企画財政課等）及び保育施設、親子通園事業あゆみ、幼稚園、児童館、学童保育連絡協議会等が参加しています。

▶子育て情報の提供

○妊娠期から子育て期における、サービス等の情報提供については、町の子育てポータルサイト「ゆいわらび」を公開し、随時更新を行っているほか、情報誌として「こども子育てガイド」を毎年度発行し、こども課窓口で配布しています。一方、町のホームページから「ゆいわらび」にリンクできるシステムになってはいますが、掲載依頼や更新などの作業を2回（HPと「ゆいわらび」）行う必要があるため、管理運営に手間取ることがあります。

▶養育支援訪問

○事業として実施していませんが、家庭児童相談員が日頃の業務の中で、養育等支援が必要な家庭に対して訪問・相談等を行い対応しています。

今後の取り組み

① 教育・保育体制の充実

取り組む内容	主管課
待機児童ゼロを目指し、教育・保育の確保方策に基づき、町内の認可保育施設、公立幼稚園及び認定こども園において、0～5歳児の認定区分に見合った教育・保育の受け入れ体制の構築に取り組みます。	こども課 教育総務課

② 時間外保育事業の推進

取り組む内容	主管課
就労形態の多様化等による、やむを得ない理由により、通常の保育時間を延長して預けることができるよう、今後も町内全ての認可保育施設で時間外保育事業を実施します。	こども課

③ 一時預かり事業(幼稚園型)の推進

取り組む内容	主管課
公立幼稚園及び町内認定こども園において、在園児を対象に保護者の就労や急な用事などに対応していけるよう、今後も通常の教育時間の終了後(降園時間以降)及び夏休みなどの長期休業中の一時預かりを実施します。 なお、公立幼稚園では保育が必要な園児に限り一時預かりを実施します。	こども課

④ 一時預かり事業(幼稚園型以外)の推進

取り組む内容	主管課
保育所等を利用していない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間における一時預かりを、ファミリー・サポート・センター事業で対応します。 一方、町内私立保育園での一時預かり再開へ向けて、私立保育園と連携した保育士等の人材確保に取り組みます。	こども課

⑤ 病児保育事業の推進

取り組む内容	主管課
保護者の子育てと就労の両立を支援するために、病気の児童を一時的に預かる病児保育事業を、今後も、与那原町、中城村との広域運営で、町内の小児科医院に委託し実施します。	こども課

⑥ ファミリー・サポート・センター事業の充実

取り組む内容	主管課
<p>地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズに対応していけるよう、今後も「与那原町・西原町・中城村ファミリー・サポート・センター3町村広域事業」への事業委託を行います。</p> <p>サポート会員の増を図るために、地域への呼びかけを強化し、掘り起こしを進めます。</p> <p>また、障がい児の預かり等のニーズに適切に対応していけるよう、サポーターの資質向上に向けた研修等への参加促進を図るとともに、必要に応じてサポーターとの連携を図ります。</p>	こども課

⑦ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の充実

取り組む内容	主管課
<p>子育ての孤独感や不安感等に対応するため、乳幼児及びその保護者の相互の交流を行う場を提供するとともに、子育てについての相談、助言、情報の提供及びその他の援助を行うために、今後も地域子育て支援拠点事業を実施します。</p> <p>2施設で継続した事業実施ができるよう、地域子育て支援センターと連携した保育士等の人材確保に取り組めます。</p>	こども課

⑧ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実

取り組む内容	主管課
<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童について、放課後における適切な遊びや生活の場を与えるなど、児童の健全育成を図るために、今後も放課後児童健全育成事業を実施します。また、事業実施においては「待機児童ゼロ」を目指し、公設民営での運営等様々な方策を検討し、受け入れ施設の拡充を図ります。</p> <p>登録児童の募集については、今後も、新1年生を対象とした新規登録に関する募集案内を町の広報誌やホームページに掲載します。また、放課後児童クラブの空き状況を町のホームページに掲載します。</p> <p>西原町学童保育連絡協議会との意見交換会を今後も実施し、情報交換、意見交換及び事務調整等を行います。また、放課後児童支援員の資質向上のための研修等の充実に取り組めます。</p>	こども課

⑨ 子育て短期支援事業(ショートステイ)の推進

取り組む内容	主管課
<p>子育て短期支援事業の利用ニーズに対応していけるよう、町内及び近隣の医療機関や福祉施設等と連携を図り、受け入れ先の確保に取り組めます。</p>	こども課

⑩ 認可外保育施設への支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>町内の認可外保育施設の職員及び乳幼児の処遇向上のために、今後も、県の補助事業と連動して乳幼児健康診断費、職員健康診断費等について補助します。</p> <p>また、調理員検便については、今後も町からの委託により実施します。</p>	こども課

⑪ 保育士確保の推進

取り組む内容	主管課
<p>教育・保育のニーズに適切に対応していけるよう、保育士の業務負担を減らすため保育補助者雇用に対する補助や、保育士試験の対策講座事業に取り組みます。</p> <p>また、保育士確保のため、今後も、町内保育施設のPRや、町保育協議会と連携した「現場充実強化推進保育プロジェクトチーム」による保育士養成校への訪問活動等を行います。</p>	こども課

⑫ 子育て支援ネットワーク会議の推進

取り組む内容	主管課
<p>西原町の子育て支援について、関係機関が集まり、話し合う場として、西原町子育て支援ネットワーク会議を今後も開催します。</p> <p>今後は、会議の内容やテーマに応じて、参加機関を絞ることや部会をつくるなど、会議の効率的・効果的なあり方について検討します。</p>	こども課

⑬ 子育てに関する情報提供の推進

取り組む内容	主管課
<p>子ども・子育てに関するサービス等の情報が得やすいよう、これまでの情報ツールであった町のホームページや子育てポータルサイト「ゆいわらび」及び「こども子育てガイド」を町のホームページに一本化し、町のホームページによる情報発信を行います。</p> <p>また、保護者等からの相談や各種母子保健事業等において、保護者への必要な情報の提供を行います。</p>	こども課 健康支援課

⑭ 養育支援訪問の推進

取り組む内容	主管課
<p>関係機関等から情報提供があった家庭に対し、家庭児童相談員が日頃の業務の中で養育等支援が必要な家庭に対して訪問・相談等を行います。</p> <p>今後は、人員体制を整備し、事業化に向けて検討します。</p>	こども課

2. 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

▶家庭教育

- 学校では、子どもたちの家庭学習の定着、規範意識の醸成、基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭と連携した家庭学習や家庭読書等の定着を推進しています。
- また、家庭における基本的な生活習慣の確立にあたっては、町立小中学校、PTA、自治会、子ども会などの社会教育関係団体と連携した家庭教育学級を開催しています。平成30年では、27学級開催し、延べ899人が参加しました。
- 保護者の子育てに関わる多様な相談に対し、教育相談員が定期的に学校を訪問し、教職員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー（SSW）との連携を強化し、相談業務の充実に努めています。

▶家庭・地域教育部会

- 西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会の家庭・地域教育部会においては、家庭や地域、各種団体と連携を図り、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化等の大切さについて、地域への周知・啓発に努めています。また、家庭教育講演会を開催しています。

▶西原町教育の日

- 毎年2月の第1土曜日は「西原町教育の日」と定め、本町の教育環境の充実、発展を図るために、教育講演会や表彰などを行い、教育に対する地域住民の関心を高め、子ども達が健やかに成長するまちづくりを進めています。しかし、地域の方の参加が少なく、参加呼びかけを強化する必要があります。

▶児童館活動

- 児童館では、こどもが自由に遊び、話し合い、多くの仲間と触れ合うなど、子どもを中心とした地域交流の活動の場として、マミーキッズ（ファミリークラブ）の活動や地域対象講座、児童館フェスティバルを開催・運営しており、子どもたちが学校区を越えて楽しく参加しています。
- 児童厚生員の児童館活動における必要な情報の共有や意見交換のために、定期的に中部児童館連絡協議会に参加しています。また、資質向上や技術向上のために、各種研修会にも積極的に参加しています。一方、障がいのある児童の利用ニーズがあるため、児童厚生員から障がいに関する研修受講の要望があがっています。
- 坂田児童館、西原南児童館を利用する子が多く、児童厚生員の増が求められています。また、活動の充実を図る上で、児童厚生員だけでは指導が行き届かないため、地域のボランティアの安定確保を図る必要があります。

▶青少年健全育成

- 西原町青少年健全育成協議会では、青少年の健全育成のため必要な社会環境の改善を図るために、保護者・PTA、自治会、地域のボランティアなど多くの住民の支援や協力を得て、毎月第3金曜日の「少年を守る日」の巡回、夏休み期間中の夜間巡回指導（毎週金曜日）及び町内のスーパーや遊戯店を立ち入り調査し、有害環境の実態調査などを実施しています。
- 夜間巡回指導の参加者が増えないことが課題です。

▶図書館

- 図書館では、子どもの読書への関心を高めるとともに、親子で楽しく過ごせる子育て支援の場づくりに取り組んでいます。平成30年度では、展示会1回、定期おはなし会15回(月2回)、映画上映会3回、講座2回、講演会1回、後援事業6回行っています。
- 今後も、図書館の魅力を伝える広報活動の充実を図る必要があります。

▶中央公民館

- 中央公民館では、子どもや親子を対象とした講座を開催するほか、子ども達のサークル活動の育成支援に取り組んでいます。また、夏休み期間中に児童向けの講座を開催しており、平成30年度では「ほしぞら公民館（プラネタリウム）」や「工作」の講座を開きました。一方、子どもたちを巻き込んだ活動を行うには、夏休み期間中という時期的な問題があります。
 - 自治会公民館移動講座として、中央公民館で行っている講座を、各区の公民館で行うことで地域住民が気軽に参加しやすい環境作りを行っています。今後は、自治会公民館移動講座の取り組みのさらなる充実を図る必要があります。
-

今後の取り組み

①家庭教育支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>学校と家庭との連携により、子どもたちの家庭学習や家庭読書の習慣化、規範意識の醸成、基本的な生活習慣・生活リズムなどの確立に取り組みます。</p> <p>また、家庭教育の向上につながるよう、地域の社会教育関係団体等と連携した、「家庭教育学級」の開催等に取り組みます。</p> <p>子育てに関わる保護者からの多様な相談に対応するため、教育相談員が定期的に学校を訪問し、教職員等の学校関係者との連携を強化するなどにより、相談業務の充実に取り組みます。</p>	<p>生涯学習課 教育総務課</p>

②家庭・地域教育部会の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会の家庭・地域教育部会において、家庭や地域、各種団体と連携を図り、基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化等の大切さについて、地域への周知・啓発に取り組みます。</p> <p>また、今後も、家庭教育講演会を開催していきます。</p>	<p>生涯学習課</p>

③西原町教育の日の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も、毎年2月の第1土曜日を「西原町教育の日」と定め、本町の教育環境の充実、発展を図るために、教育講演会等を実施し、教育に対する地域住民の関心を高め、子どもが健やかに成長するまちづくりを進めます。</p> <p>また、教育の日の地域への周知活動を強化するとともに、地域住民の教育の日の取り組みへの参加促進を図ります。</p>	<p>教育総務課 生涯学習課</p>

③ 児童館活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>子どもを中心とした地域交流の活動の場として、また、マミーキッズの活動や地域対象講座、児童館フェスティバルを開催するなど、子どもたちが楽しく参加できる児童館を目指します。</p> <p>活動の充実を図るために、児童厚生員の人員体制を検討するとともに、資質向上に向けた各種研修への積極的な参加を促し、児童館活動を支える地域ボランティアの安定確保に取り組みます。</p> <p>また、児童館の運営について、民間事業者の活用を検討します。</p>	<p>こども課</p>

④ 青少年健全育成活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>青少年の健全育成のために、今後も西原町青少年健全育成協議会において地域の支援や協力のもと、毎月第3金曜日の「少年を守る日」の巡回や、夏休み期間中の夜間巡回指導、スーパーや遊戯店における有害環境の実態調査などに取り組みます。</p> <p>夜間巡回指導については、参加者の増を図るため、地域への活動の周知徹底と活動への参加呼びかけを強化します。</p>	生涯学習課

⑤ 図書館子育て支援活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>子どもが図書館に親しみ、本に興味を持ってもらえるよう、今後も絵本の読み聞かせや本の貸し出し、映画上映などを行うほか、読書週間や行事などに合わせた読書活動推進のための様々な取り組みを行います。</p> <p>また、図書館利用者の増を図るため、図書館の魅力をさらに伝えていけるよう工夫していきます。</p>	文化課

⑥ 中央公民館の活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も、子ども達の多様な活動の場として、親子向け講座、子どものサークル活動の育成支援、夏休みのイベント等に取り組みます。</p> <p>また、地域公民館と連携した自治会公民館移動講座のさらなる充実に取り組みます。</p>	生涯学習課

1. 親と子の健康確保及び増進

現状と課題

▶妊娠期の健康確保

- 妊娠 11 週を超えて妊娠届けを出す妊婦が毎年 1 割程度いることから、妊娠 11 週までに届け出を行うよう強く呼びかける必要があります。
- 親子健康手帳交付時に、保健師や栄養士による面接及び問診票により、妊婦の健康状態や家庭の状況等を把握するとともに、必要な保健指導、栄養指導等を行っています。また、若年やハイリスク妊婦については、地区担当の保健師へ情報を提供し、産後まで継続した支援を行っています。
- 特定妊婦を含む要支援対象者の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等連携推進に伴い、医療機関からの情報提供も増加しています。町では、特にリスクが高いと思われる若年、精神疾患、重複問題のある家庭、妊娠届け出が遅い妊婦などについては、妊婦健康診査を行う医療機関と妊婦の情報を共有しています。しかし、マンパワーの関係でリスクが非常に高い妊婦のみしか情報が提供できていません。
- 医療機関より受診が途絶えた場合や妊婦健康診査で問題が見つかった場合などに、連絡をもらえるよう連携しています。しかし、医療機関との顔合わせが年に 1 回しかなく、つながりを強くするための機会を増やす必要があります。特に町内及び近隣医療機関とのつながりが必要となります。
- 妊婦健康診査の公費負担は 14 回で、健診結果を踏まえて、必要な相談指導を行っています。しかし、支援が必要な妊婦の中には、健診に行くことが遅くなりがち妊婦がいます。
- ハイリスク妊婦については、要保護児童対策地域協議会と情報の共有や支援のための取り決めが必要ですが、定期的な情報共有の場がなく、また、協議会で受理されないケースもあり、保健師が抱えてしまうことがあります。

▶新生児訪問指導

- 出生届時に新生児訪問を促し（特に初産の場合）、委託助産師による訪問指導を行っています。
- ハイリスクの妊婦であった場合は、助産師と一緒に保健師が訪問し、その後も継続して支援しています。
- 第一子でも新生児訪問を受けていないケースがあるため、第一子の確実な訪問指導につながるよう、出生届け時の窓口における訪問勧奨を強化する必要があります。

▶乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- 生後 4 ヶ月児がいる全ての世帯を対象に、母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供等を行っています。また、母子保健推進員から支援が必要と思われる家庭の報告があった場合、地区担当保健師が引き継ぎ、適切な支援につながるよう努めています。
- 不在の場合や訪問者への不信感などで訪問拒否がある等により、面談できない世帯があるほか、近年オートロック付きマンションのため訪問できないことがあります。面談できなかった世帯についてはリストを作成し、乳幼児健康診査等で世帯の状況等を把握しています。

▶乳幼児健康診査

- 乳幼児健康診査未受診者に対して、母子保健推進員が訪問し受診勧奨を行っているほか、最終勧奨として、保健師による訪問を実施しており、受診率は90%台とほぼ横ばいで推移しています。
- 親子健康手帳の発行時に把握された虐待の可能性のある世帯については、乳幼児健康診査時にスクリーニングを行っています。また、ひとり親世帯については、貧困状況に陥っていないかを確認しています。

▶むし歯予防

- むし歯予防のために、2歳児歯科検診のほか、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査で歯科健診を実施しており、フッ素塗布も行っています。また、乳児一般健診（後期）では、歯科衛生士を配置し、乳児期からの歯科相談を実施しています。
- 啓発活動として、毎年6月の「歯と口の健康週間」に、町広報誌や役場ロビーでのパネル展を実施しています。また、母子保健推進員による幼稚園でのむし歯予防のエプロンシアターを行っています。
- むし歯有病率は低下してきていますが、全国と比較すると依然として高い状況が続いています。
- 沖縄県では歯科保健指導の標準化を目指した保護者への説明用媒体（チラシ）及び、媒体を乳幼児健康診査で活用するためのマニュアルを作成しています。本町においてもこれらを活用した、歯科保健指導の向上に努め、むし歯有病率のさらなる低下を目指す必要があります。

▶ベビースクール

- ベビースクールは4か月～6か月児の保護者を対象に、年6回（1クール3回）実施しています。ベビースクールでは、離乳食実習やタッチケア（ベビーマッサージ等）、事故予防、出産後のリハビリ体操等を行っています。また、母親の仲間づくりの場にもなっています。
- 離乳食実習では、両親の食生活の振り返りを行い、家族の食事を用意しながら離乳食をつくるスタイルで実施しています。
- 乳幼児の事故予防対策として、保健師による事故予防についての講話の実施、母子保健推進員の自主活動として「乳幼児事故予防ミニチュアハウス」の制作・展示を通して啓発に努めています。
- ベビースクール開催中の託児は、母子保健推進員が担っていますが、託児が多くなる場合があります。参加人数の調整等を検討する必要があります。

▶予防接種

- 予防接種については、個別通知による案内のほか、役場窓口や乳幼児健康診査等々で接種勧奨を行っています。また、予防接種未接種者に対しては、接種勧奨の再通知や訪問による接種勧奨に努めています。
- 町外からの転入者に対しては予防接種履歴を確認し、必要な予防接種の予診票を手渡し、接種勧奨を行っています。また、乳幼児健康診査等の機会に接種履歴の確認と接種勧奨を行っています。
- MR（麻しん風しん混合ワクチン）の接種率については、95%を目標に、引き続き接種率の維持・向上に努める必要があります。

▶母子保健推進員

- 母子保健推進員は、エプロンシアターによるむし歯予防活動、乳幼児健康診査での身体測定、乳幼児健康診査未受診者への受診勧奨、乳幼児全戸訪問事業での訪問活動、ベビースクールにおける託児等を行っています。
- 自主活動として2歳児歯科検診で配布する太鼓形のお守りや、3歳児健康診査で配布する折り紙キャラクターの制作及び「乳幼児事故予防ミニチュアハウス」を制作しています。
- 母子保健推進員は現在19人ですが、人員体制は十分ではなく、働きながら活動している推進員もいるため、活動強化を図るうえで推進員に負担が生じます。

▶子ども医療費助成

- 助成対象は、通院は小学校就学前まで、入院は中学校卒業までとし、平成30年10月より、入院と通院の対象となる未就学児へは現物給付を導入し、経済的な問題があっても受診できるようになりました。
-

今後の取り組み

①妊娠届け出の啓発強化

取り組む内容	主管課
<p>妊娠中は普段よりも健康に気をつける必要があるため、妊娠が分かったら早めに受診し、妊娠 11 週までに妊娠届け出を行うよう、広報啓発活動の強化を図ります。</p>	健康支援課

②要支援妊婦への対応の充実

取り組む内容	主管課
<p>親子健康手帳交付時に把握された要支援の妊婦については、今後も地区担当の保健師につなぎ、産後まで継続した支援を行います。</p> <p>要支援の妊婦について、妊婦健康診査を行う医療機関と情報を共有し、支援が必要な妊婦を把握した場合に連絡がもらえるよう連携を図ります。また、全ての要支援妊婦について医療機関への情報が提供できるよう、母子保健の人員体制の充実に取り組みます。</p> <p>さらに、医療機関とのつながりを強くするため、町内及び近隣市町村の医療機関と顔の見える機会の創出に取り組みます。</p> <p>要支援の妊婦の子どもの監護について、西原町要保護児童対策地域協議会との情報の共有や連携した支援が行えるよう、支援対象者の範囲等について取り決めを行い、意識の共有化を図ります。</p>	健康支援課

③妊婦健康診査の推進

取り組む内容	主管課
<p>妊婦健康診査の 14 回の公費負担を継続するとともに、妊婦健康診査の結果に基づき、今後も必要な保健指導、栄養指導等を行います。</p>	健康支援課

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

取り組む内容	主管課
<p>子育ての不安や子育ての孤立化をなくし、健やかに子育てができる環境を整えるために、生後 4 ヶ月までの乳児がいる家庭を母子保健推進員が全戸訪問し、乳幼児健康診査の案内や子育てに関する情報の提供及び家庭の養育環境等を把握します。</p> <p>また、母親の不安や悩みを聞き、気になる家庭については、地区保健師につなぎ適切な支援を提供していきます。</p> <p>不在や訪問拒否などへの対応として、出生届け時及びこども医療費申請時などで、本事業の説明を行うとともに、保健師等の訪問者の顔がわかり、安心感を持ってもらえる関係をつくります。</p>	健康支援課

⑤乳幼児健康診査の推進

取り組む内容	主管課
<p>子どもの成長発達の状態を明らかにし、最適な成長発達のための保健指導を行うほか、疾病や障がい等を早期に発見し、早期の治療や療育相談等につなぐために、今後も乳幼児健康診査を実施します。</p> <p>また、親子健康手帳の発行時に把握された虐待の可能性のある世帯については、乳幼児健康診査時にスクリーニングを行うほか、ひとり親世帯の経済状況を確認します。</p> <p>受診率の向上を図るために、個別通知や広報による受診勧奨のほか、未受診者については母子保健推進員や保健師の訪問による受診勧奨を行います。</p>	健康支援課

⑦むし歯予防対策の充実

取り組む内容	主管課
<p>むし歯予防対策として、今後も2歳児歯科検診のほか、1歳6ヵ月児健康診査と3歳児健康診査で歯科検診を実施します。</p> <p>また、乳児一般健診（後期）では、今後も歯科衛生士を配置し、乳児期からの歯科相談を実施していきます。</p> <p>むし歯予防の啓発活動として、「歯と口の健康週間」におけるパネル展示等を行うほか、幼稚園での母子保健推進員によるエプロンシアターなどの取り組みを行います。</p> <p>また、県の歯科保健指導等の標準化のための説明用のチラシやマニュアルを活用し、本町の歯科保健指導の向上を図ります。</p>	健康支援課

⑧ベビースクールの充実

取り組む内容	主管課
<p>生後4ヵ月～6ヵ月児の保護者を対象に、離乳食実習やタッチケア、事故予防、出産後のリハビリ等を推進するため、今後もベビースクールを実施します。また、託児への対応が適切に行われるよう、参加人数の調整などを行います。</p>	健康支援課

⑨予防接種の充実

取り組む内容	主管課
<p>感染の恐れのある疾病から子どもたちを守るために、今後も、個別通知による案内のほか、各種母子保健事業や広報媒体等を通じた接種勧奨及び保育所（園）、幼稚園、学校と連携した接種勧奨を行います。</p> <p>また、未接種者への受診勧奨を強化するほか、就学時健康診査で未接種児を把握し、保護者への受診勧奨を行うなど、多様な方法により接種率の向上を図ります。</p> <p>転入者に対しては、今後も接種履歴を確認し、必要な予防接種の予診票を手渡し、接種勧奨を行います。</p>	健康支援課

⑩ 母子保健推進員の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>母子保健における各種事業をサポートし、事業の円滑な実施が図られるよう、今後も、母子保健推進員の活動を推進します。</p> <p>また、勉強会や研修などにより母子保健推進員の資質向上を図るとともに、地域における母子保健の普及啓発のために、各区や団体等と連携し、母子保健推進員の定数確保に取り組みます。</p>	健康支援課

⑪ 子ども医療費助成事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>子どもにかかる医療費の負担軽減を図り、疾病の早期発見と早期治療を促進するために、今後も未就学児については入院・通院とも現物給付とし、小学生及び中学生の入院については自己負担なしとします。</p>	こども課

⑫ 切れ目のない支援体制の充実

取り組む内容	主管課
<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るために、今後も妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う拠点となる「子育て世代包括支援センター」の設置や、産婦健康診査、産後ケア事業の実施について検討します。</p>	健康支援課 こども課

2. 食育の推進

現状と課題

▶食生活改善推進員

○食育の推進を図る担い手として、食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成を行っています。これまでに、15 期、126 人の受講生が養成講座を修了し、現在 45 人が食生活改善推進員として活動しています。また、食生活改善推進員の資質向上を目的に、スキルアップ講座を開催しています。一方、地域での活動に参加する推進員が増えないことが課題となっています。

▶離乳食実習

○離乳食の知識や作り方等の普及啓発を図るため、ベビースクール I で離乳食講話の後、調理実習を実施しています。月齢に応じた離乳食を 4 種類作り、食事形態を確認しながら試食をすることで、食材のやわらかさや素材の味を感じてもらえる取り組みを行っています。

○平成 28 年度より乳児期後期の貧血児への食事について、鉄分摂取の調理法等の対策として特別講座を実施していましたが、平成 30 年度から廃止となりました。今後、特別講座の復活を検討する必要があります。

○離乳食に関し、保護者からの相談があれば、保健師と栄養士が訪問し、個別に支援しています。

▶保育所(園)

○各保育施設で、作物の栽培を通した食への関心を高めるとともに、収穫した作物をみんなで食べることで、食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進しています。

○坂田保育所では、年間事業計画書に「食育の保育計画」として、子どもの年齢に応じた食育のねらいや内容を定め、実践しています。

▶幼稚園等

○各公立幼稚園では、季節の野菜などの栽培や調理などを計画し、食への興味関心が高められるような取組を進めています。

○食生活改善推進員と管理栄養士が連携し、家庭での食育実践に向けた「食育教室」を実施しています。（平成 30 年度、西原幼稚園と海星学童にて実施）が、食生活改善推進員の活動内容が関係機関で周知されておらず、「食育教室」への参加者数の拡大につながりにくい現状があります。

▶小中学校

○食育指導として、給食献立表や給食だより等により食育の意識啓発を図り、特に偏食や欠食の害を理解してもらい、これらを改善し健康な身体を作る指導や食への関心を高める取り組みを行っています。

○児童生徒一人ひとりの望ましい食習慣の形式を図るために、給食センターの栄養士と連携し、授業の一環として、食品のミニチュア等を使った食事の組み合わせ体験学習「食育 SAT システム(体験型栄養教育システム)」を活用した食育教室を実施しました。

○小中学校で、毎年、給食の廃棄量調査や、給食センターの栄養士による食の大切さや命の大切さなどについて、講話を行っています。

今後の取り組み

① 食生活改善推進員の活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も、正しい食習慣の普及啓発の体制強化を図るため、食生活改善推進員の確保・養成を進めます。また、推進員の活動の場を広げられるよう、スキルアップ講座等を通して活動を支援していくとともに、推進員の地域活動への参加について、啓発を強化していきます。</p>	健康支援課

② 離乳食実習の推進

取り組む内容	主管課
<p>ベビースクールの離乳食実習において、今後も、離乳食の知識や月齢に応じた食事の作り方などの普及を行います。</p> <p>また、鉄分不足による貧血予防などの特別な取り組みができるよう、特別講座の実施に取り組めます。</p>	健康支援課

③ 保育所(園)・幼稚園における食育の推進

取り組む内容	主管課
<p>保育所(園)や幼稚園においては、食の大切さや食のバランス、好き嫌いを少なくする指導を行います。</p> <p>また、子どもたちと一緒に作物の植え付けから収穫、調理することを通して、食への関心を高めるとともに、収穫の喜びやみんなで食べることの楽しさを感じてもらえる取り組みを推進するなど、食を営む力の基礎を培っていきます。</p> <p>そのほか、関係機関等と連携し、保護者の食に関する学習機会を確保し、家庭と連携した食育の推進を図ります。</p>	<p>こども課 健康支援課 教育総務課</p>

④ 小中学校における食育の推進

取り組む内容	主管課
<p>成長期にある小中学校においては、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる望ましい食習慣の形成を図るために、普段の給食献立表や給食だより等による食育の意識啓発や、食育指導を行います。</p> <p>また、今後も給食の廃棄量調査や、給食センターの栄養士による食の大切さや命の大切さなどについて、講話を行います。</p>	教育総務課

1. 要保護児童への対応の充実

現状と課題

▶要保護児童対策地域協議会

- 本町では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、「西原町要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者などの関係者が、要保護児童等の情報交換及び適切な連携の下で支援の内容に関する協議を行っています。
- 要保護児童対策地域協議会の事務局は2人体制で強化を進めており、迅速に個別ケースへの支援が図られています。また、平成28年度から家庭児童相談員（1人）を配置し、支援世帯へ訪問を行うなど迅速かつ細やかな支援が出来る体制が整ってきました。
- 要保護児童等に関する相談件数の増加、相談内容の複雑化に伴い、家庭児童相談員の増員や、さらなる関係機関との連携の強化、迅速な対応が必要となっています。平成30年度の虐待相談受付件数は111件で、そのうち要保護児童対策地域協議会受理件数は39件となります。一方、家庭児童相談員が嘱託員のため毎年担当が変わり、業務のスムーズな進行に影響があります。

▶児童虐待防止等の活動

- 虐待については、幼小中学校教諭や保育士、放課後児童クラブ等関連機関に対して、要保護児童対策地域協議会主催の研修を実施しており、現場での対応力の向上や要保護児童対策地域協議会の組織としても連携強化につながっています。
- 虐待について、住民への通告義務の周知を図っているほか、普段より泣き声通報番号を広報誌やHP、窓口で掲載しています。また、毎年11月の虐待防止月間には、庁舎内で虐待についてのパネルを展示し、虐待防止の普及に努めています。
- 親子健康手帳の発行時に把握された虐待の可能性のある世帯については、乳幼児健康診査時にスクリーニングを行っています。また、乳幼児全戸訪問事業などの訪問活動では、保護者の悩みに対する相談を受けることで、不安の解消に努め、虐待防止につながっています。

今後の取り組み

① 保護児童対策地域協議会の活動の充実

取り組む内容	主管課
<p>要保護児童及び保護者への適切な支援を行うために、今後も要保護児童対策地域協議会において、庁内関係課をはじめ、関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務従事者等が、要保護児童に関する情報の交換及び適切な連携の下で、支援内容について協議します。</p> <p>今後も要保護児童対策地域協議会の事務局の人員体制の充実に取り組むとともに組織体制等について検討します。また、児童相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、家庭児童相談員の増員を検討します。また、業務のスムーズな進行を図るために、家庭児童相談員の業務従事期間の延長についても検討します。</p>	<p>こども課 健康支援課 教育総務課</p>

② 児童虐待防止の充実

取り組む内容	主管課
<p>保育所(園)及び幼稚園、小中学校では、虐待等保護者による監護に問題がないか発見する視点を持ち、必要に応じて保護者の不安や悩みに対する相談や助言・指導等を行い、保護者の心の安定を図るとともに、家庭の状況に応じて要保護児童対策地域協議会と連携した適切な支援を行います。</p> <p>また、親子健康手帳の発行時や乳幼児健康診査時に把握された虐待の可能性のある世帯については、その後の健診時等でスクリーニングを行い、保護者の悩みに対する相談を受けることで、虐待防止を図ります。</p> <p>さらに、幼小中学校教諭や保育士、学童等関連機関に対して、虐待への対応の仕方について研修会を開催します。</p> <p>地域に対して、要保護児童に関わる情報収集、住民の通告義務や相談窓口の周知、児童虐待防止に関する広報活動に取り組みます。</p>	<p>こども課 健康支援課 教育総務課</p>

2. 障がい児及び発達の気になる子どもに対する施策の充実

現状と課題

▶親子ひろば「えくぼ」

- 乳幼児健康診査等で把握された、発達等が気になる親子の支援の充実を図るため、親子療育事業として親子ひろば「えくぼ」を実施しています。親子ひろばでは対象を前半クラス・後半クラスに分け、それぞれ月に1回実施しています。平成30年度では延べ81人が参加しています。
- スタッフは、保育士（親子通園事業の委託事業者より）、保健師、母子保健推進員、臨床心理士等で、母子保健推進員が受付や兄弟姉妹児の託児に対応しています。
- 親子通園事業より敷居を低くしており、必要に応じて親子通園事業へ移行するよう案内しています。
- 乳幼児健康診査で「親子ひろば」を案内しても、参加につながらないケースが多い状況です。親が子の状態を受容できていないと思われる場合は、電話相談や訪問等を通して、いつでも相談できることや親子療育、親子通園事業等に参加ができることを伝えながら、親の受け止め方に合わせた対応を行っています。

▶親子通園事業「あゆみ」

- 親子通園事業では、心身の発達に気になる児童（障がいのある児童を含む）で、親子で通園が可能な未就学児を対象に、生活指導を含めた保育及び親子へのアプローチのほか、保育施設やママ一キッズ等との交流を行っています。また、各種療法（言語、作業、リトミック、音楽等）や保健師による相談も行っており、親子が安心して通園できる体制をつくっています。
- 平成27年度から事業の充実を図るために、専門性の高い民間事業者へ事業を委託しています。
- 定員はおおむね8人としていますが、日によって参加人数にばらつきがあります。
- 卒園後のフォローを行っていますが、親の会などが無いため、親同士の関わりが少なくなります。

▶発達支援保育

- 発達に気になる児童及び心身に障がいのある児童について、丁寧な保育を行うために、公立保育所及び私立保育園（6園）で発達支援保育を実施しており、対象となる児童には加配の保育士を配置しています。対象となる児童は、「発達支援保育実施会議」で審査を行っています。
- 各保育所（園）とも2か月に1回のペースで臨床心理士等による巡回指導があります。臨床心理士等は町嘱託が1人、外部委託が3人の計4人体制となります。
- 対象となる児童の加配保育士の人件費の一部が各園の負担となっており、補助制度の見直しが必要です。

▶特別支援教育

- 特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒について適切な教育支援等を行うために、各学校に特別支援校内連絡会があり、全ての教職員が特別な配慮を必要とする児童の情報を共有するとともに、具体的な対応や支援等について話し合っています。
- 教育的支援の向上を図るために、特別支援教育コーディネーターを各小中学校に位置づけています。特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整等の役割を担っています。
- 特別な配慮を要する児童の学校生活を支援するために、特別支援教育支援員を派遣しています。また、特別支援学級として言語、知的、病弱、肢体不自由及び情緒の学級があります。
- 学校全体での特別支援教育への理解と支援体制の充実及び、特別支援コーディネーターや特別支援教育支援員等関係者の資質の向上を図る必要があります。
- 幼稚園での特別支援教育においては、加配教諭の確保が課題となっています。

▶療育の連続性

- 保育所（園）・幼稚園から小学校、中学校まで、連続した一貫性のある指導・支援を行うために、日頃から保幼小中の校種間で障がい児の情報交換等の連携に取り組んでいます。また、保幼小連絡協議会では、必要に応じて情報交換を行っています。
- 障がい児の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等を記録するサポートノート「えいぶる」の活用促進を図っています。保護者等への周知を図るために、「えいぶる」の見本を役場窓口に置き、臨床心理士等が相談を受けた際等に案内しています。

▶放課後児童クラブ

- 「放課後児童クラブ障がい児保育支援事業」は平成28年度で終了しました。平成29年度からは当該事業で培った支援体制を維持し、サポートプラン作成を継続して行っています。また、放課後児童クラブの障がい児受け入れに対して補助金を出しています。
- 臨床心理士等が各放課後児童クラブを巡回し、対象児童支援のアドバイスをしています。また、年に1回事例検討会を開催しています。
- 支援員の研修機会を増やし、スキル向上を図る必要があります。

▶障がい児支援サービス等

- 障がい児支援サービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等があり、サービスを利用する児童は年々増える傾向にあります。中でも放課後等デイサービスの利用が最も多くなります。
- 発達が気になる子及び障がいがある子の発達支援において、重層的な地域支援体制を構築するために、児童発達支援の機能に加え、保育所訪問支援や障がい児相談支援等の機能を持ち、ワンストップで対応できる拠点として、「児童発達支援センター」の設置検討に取り組む必要があります。

今後の取り組み

① 親子ひろばの充実

取り組む内容	主管課
<p>親子ひろばでは、今後も、乳幼児健康診査で把握された心身の発達等が気になる親子を対象に、親子と一緒に遊びを楽しみながら療育支援を行います。また、必要に応じて親子通園事業へ案内します。</p> <p>親が子どもの状態を受容できず、親子ひろばに参加できないケースについては、電話や訪問等により参加を促します。</p>	健康支援課

② 親子通園事業の充実

取り組む内容	主管課
<p>親子通園事業あゆみでは、今後も、心身の発達気になる児童とその親と一緒に通い、遊びの中で日常生活における基本動作等の訓練や、各種療法、保護者へのアプローチや相談等に取り組み、親子が安心して通園できる体制を構築します。また、卒園後のフォローも行っていきます。</p>	健康支援課

③ 発達支援保育の充実

取り組む内容	主管課
<p>今後も公立保育所と認可保育園（6園）で発達支援保育を行います。</p> <p>対象となる児童については、発達支援保育実施会議で診査を行い、加配の保育士を配置します。また、臨床心理士等による巡回指導を行い、保育士や保護者への相談指導等を行い、保育の充実を図ります。</p> <p>加配保育士の人件費について、認可保育園の負担が少なくなるよう、補助制度のあり方を検討します。</p>	こども課

④ 特別支援教育の充実

取り組む内容	主管課
<p>特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒に対する具体的な対応や支援等について、全ての教職員の共通理解のもとで推進していくために、今後も各学校に特別支援校内連絡会を設置し、学校全体で特別支援教育への理解と支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>また、教育上特別な配慮を必要とする児童への支援や関係機関との連絡調整等を行う特別支援教育コーディネーターを位置付け、学校生活を支援する特別支援教育支援員を配置します。</p> <p>特別支援教育のニーズに適切に対応していけるよう、特別支援教育支援員や加配教諭の安定した確保に取り組みます。</p>	教育総務課

⑤ 療育の連続性の確保

取り組む内容	主管課
<p>保育所（園）・幼稚園から小学校、中学校まで、連続した一貫性のある指導・支援を行うために、保幼小中間で特別な配慮を必要とする子の情報交換を行うなど、連携体制の充実を図ります。</p> <p>障がい児の発達や支援経過等の情報を共有し、一貫したよりよい支援を行うために、サポートノート「えいぶる」の周知と活用促進に取り組みます。</p>	<p>こども課 教育総務課</p>

⑥ 放課後児童クラブの障がい児の受け入れの充実

取り組む内容	主管課
<p>放課後児童クラブにおける、障がいを持った児童への支援の充実を図るため、障がいに関する研修機会を増やすことで、支援員のスキル向上に取り組みます。</p> <p>また、今後も臨床心理士等による巡回指導等を行い、対象児童に対する支援のアドバイスを行います。さらに、放課後児童クラブの障がい児の受け入れに対し、今後も補助金を支給します。</p>	<p>こども課</p>

⑦ 障がい児支援サービス等の充実

取り組む内容	主管課
<p>障がい児支援にかかる国の基本指針は3年おきに見直されます。その指針を踏まえつつ地域の障がい児の実情を踏まえて、必要な取り組みやサービスの提供及び地域生活支援事業等の実施に取り組みます。</p> <p>また、今後は医療的ケア児の実情を把握するとともに、その支援に向けた関係機関の協議の場の確保等に取り組みます。</p> <p>発達が気になる子及び障がいがある子の発達支援において、重層的な地域支援体制を構築するために、ワンストップで対応できる拠点として「児童発達支援センター」の設置を検討します。</p>	<p>健康支援課</p>

3. 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

▶子どもの居場所運営支援

- 子どもの貧困対策事業として、3自治会（上原・小波津団地・平園）と町外のNPO法人に委託し、現在4か所で子どもの居場所の運営を行っています。また、町の自主事業として、中央公民館で夏休み等の長期休みの間に、生活困窮世帯の児童を対象とした居場所（「わくわく教室」）を運営しています。
- 各居場所においては、生活支援、学習支援、食事支援、キャリア教育等を行っています。
- 居場所における支援活動の充実を図るため、居場所の運営を担う自治会等を増やしていく必要があります。
- 「わくわく教室」においては、個別対応が必要な世帯が増加しており、それぞれに応じた対応が求められています。

▶子どもの貧困対策支援員

- 子どもの貧困対策支援員（以下、支援員という）は2人体制（こども課職員）で、「わくわく教室」を運営しています。また、支援員は他の委託先の居場所を巡回し、気になる子の報告を受けたり、アドバイスを行っています。さらに、学校の生徒指導連絡会に支援員が参加し、学校やスクールソーシャルワーカー（SSW）と貧困の子の情報を共有するとともに、学校からの相談に対応しています。

▶就学援助費

- 経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の就学援助費を支給しています。
- 対象世帯の増加に伴い、事業費が年々増加しており、財源の確保が課題です。一方で、真に援助が必要な世帯が潜在していると思われるため、事業の周知強化に努める必要があります。

今後の取り組み

① 子どもの居場所の運営支援

取り組む内容	主管課
<p>貧困家庭のこどもの居場所作りのために、今後も、居場所の運営を自治会やNPO法人に委託します。</p> <p>居場所における食事の提供等の支援活動の充実を図るために地域の関係機関、関係団体、住民等による必要な協力・支援が受けられる環境づくりに取り組みます。また、居場所の運営を行う自治会等の増に取り組みます。</p>	こども課

② わくわく教室の運営支援

取り組む内容	主管課
<p>町のこどもの貧困対策独自事業として、夏休み等のこどもの居場所として、今後も「わくわく教室」を運営し、食事支援等に取り組みます。</p> <p>また、個別対応が必要な世帯が増加していることから、貧困対策支援員と関係機関が連携をとりながら、適切な支援に取り組んでいきます。</p>	こども課

③ 子どもの貧困対策支援員の活動推進

取り組む内容	主管課
<p>貧困世帯等の子どもをこどもの居場所につなぐなど、必要な支援が受けられるよう、今後も、貧困対策支援員を配置し、関係機関と連携した生活困窮世帯の子の把握と相談支援を行います。</p>	こども課

④ 就学援助費の支給

取り組む内容	主管課
<p>経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助費を支給します。</p>	教育総務課

⑤ 妊娠期からの切れ目のない支援（妊娠期から乳幼児期）

取り組む内容	主管課
<p>親子手帳交付時や乳幼児健康診査などの各種母子保健事業及び保育施設等で子どもの生活状況の把握に努め、貧困状態にある子どもの世帯が早期に適切な支援機関、支援者へ繋がる仕組みを構築します。</p>	健康支援課 こども課

⑥ 教育支援

取り組む内容	主管課
<p>学校を窓口として、支援が必要な貧困家庭の児童・生徒を早い段階で生活支援や福祉制度につなげるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を検討します。また、教職員が支援につなげる役割を担えるよう、生活支援や福祉制度等の研修に取り組みます。</p>	こども課 教育総務課

⑦ 就労・生活支援

取り組む内容	主管課
<p>生活に困っている方の適切な相談に繋がるよう、生活保護制度の周知を図ります。また、収納関係課は滞納者の状況を把握し、必要に応じ相談機関へつなげます。</p> <p>未就労・求職者や若者に対し、ハローワークなどと連携し就労に向けた支援を行います。</p>	<p>福祉保険課 産業観光課</p>

4. ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

▶母子及び父子家庭等医療費助成

- ひとり親世帯について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成しています。
- 医療費助成対象者は増加傾向にありますが、医療費助成申請の際、事務職が書類の受付や相談等を受けるとともに、申請書類の確認や婚姻関係等の確認など注意を払った対応が必要なため、窓口対応に時間を要します。

▶児童扶養手当

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図るために、児童扶養手当を支給しています。
- 事実婚などの把握困難なケースや届け出遅れ、年金の遡り支給等による返還金の発生、時間外来庁等があり、事務スケジュールの乱れが常態化しています。また、制度が複雑なため、相談受付や指導に時間がかかります。

▶保育所（園）優先入所

- ひとり親家庭の児童は保育の必要性が高いことから、保育所（園）入所申し込み時に入所基準点数表の加算点を設け、より優先的に入所ができるように配慮しています。

▶相談・情報提供

- ひとり親家庭からの相談に対しては、生活の自立を支援するために、必要な助言や指導及び各種制度等の情報の提供を行っています。

▶ファミリー・サポート・センター利用チケット

- また、ファミリー・サポート・センターの利用について、平成 29 年度まで非課税のひとり親家庭に対し、利用チケットを発行していましたが、平成 30 年度から、全てのひとり親家庭に対し利用チケットを発行し、経済的負担軽減の拡大を図りました。
-

今後の取り組み

① 子及び父子家庭等医療費助成

取り組む内容	主管課
ひとり親世帯について、入院または通院による治療を受けた場合、医療費の自己負担の一部を助成します。 医療費助成申請時の受け付け業務の効率化に向けて、業務改善等の工夫に取り組めます。	こども課

② 児童扶養手当の支給

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、今後も児童扶養手当を支給します。	こども課

③ 保育所優先入所の推進

取り組む内容	主管課
母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を推進します。	こども課

④ 相談・情報提供の推進

取り組む内容	主管課
ひとり親家庭の自立生活を支援するために、今後も必要な相談・助言等を行うとともに、自立支援のための各種制度等の情報を提供します。	こども課

⑤ ファミリー・サポート・センター利用支援の推進

取り組む内容	主管課
ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対して、経済的負担軽減のために、利用料金の支払いを支援する利用チケットの発行を今後も実施します。	こども課

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。そのため保育、教育、保健、福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、諸団体等と子ども・子育て支援に向けた連携・協力体制を構築します。

2. 計画の進行管理

本計画の進捗状況及び実施状況の点検・評価については、計画担当課（こども課）が中心となって、毎年度施策・事業の実施状況や実施上の課題等について把握し、事業等の評価を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、計画の点検・評価に対する「西原町子ども・子育て支援会議」での助言等も考慮しながら、計画の適切な進行を管理します。

さらに、計画の点検・評価の結果については町の広報誌やホームページ等により公表します。

3. 子ども・子育て支援の意義と計画の周知

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもと、子どもの最善の利益を実現する観点から、地域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育ての重要性について理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるよう、子ども・子育て支援の意義並びに本計画について周知を図り、計画推進への参画を促します。

資料編

■西原町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 10 日

条例第 25 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、西原町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、又は調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(報酬)

第9条 町は、委員に対し、西原町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年西原町条例第46号)の定めるところにより、報酬を支給する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(西原町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 西原町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

■西原町子ども・子育て会議委員名簿

委員の任期は、平成31年3月27日から令和2年3月31日とする。

No.	氏名	所属・役職名
1	玉那覇 榮一	社会医療法人敬愛会ちばなクリニック 小児科医
2	大城 りえ	沖縄キリスト教短期大学保育科教授
3	宮城 茂光	西原町保育連絡協議会会長(さうんど保育園園長)
4	島尻 美恵子	海星学園(認可外保育園)園長
5	山内 奈保子	西原町学童保育連絡会代表(太陽学童)
6	宮城 むつみ	善隣幼稚園(認定こども園)理事長
7	多和田 祥子	西原町公立幼稚園代表(西原東幼稚園)
8	下地 裕子	民生委員児童委員協議会主任児童委員
9	池間 守	西原町PTA連合会長
10	大見 恵子	西原町行政区自治会長会代表(我謝自治会)
11	知花 勇輝	町民・公募
12	与儀 由紀子	町民・公募

第2期西原町子ども・子育て支援事業計画
〈ゆいまーるにしはらわらびプラン2020〉

発行年月日 令和2年3月
発行 西原町こども課
〒903-0220
沖縄県中頭郡西原町与那城 140 番地の1
TEL 098-945-5311
FAX 098-945-6770
協力 有限会社 システム・エッグ
〒901-1103
沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115-1
TEL 098-888-3090
